

都市と農山漁村の 共生・対流関連施策集

【平成 20 年度 版】

平成 20 年 6 月
都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会

はじめに

国民の価値観が多様化する中で、都市住民を中心に「ゆとり」や「やすらぎ」を求める傾向が強まっており、健康志向、環境意識の高まり、団塊世代の大量リタイアが始まることなどから、シニア世代や若年層を中心として、新しいライフスタイルへの関心や期待が高まっている状況にあります。

政府におきましては、このような状況を踏まえ、都市と農山漁村の間で「人・もの・情報」の行き来を活発にすることにより、人々が都市と農山漁村を双方向で行き交う新たなライフスタイルを実現することを目指し、「都市と農山漁村の共生・対流」を推進しているところです。

具体的には、「都市と農山漁村の共生・対流」の推進について、

- ① 平成14年度から関係各省の副大臣によるプロジェクトチームを設置して、政府の取組方策等について検討するとともに、
- ② 平成16年度からは「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」に基づく「政策群」に位置付け、各省横断的に規制改革等と予算措置を組み合わせることにより政策の実効性・効率性を高める

等の取組を行っています。

このような中で、共生・対流の一層の推進には、それぞれの地域において、各々の特性を活かした施策の選択や関連施策の効果的な組み合わせ等が図られ、創意工夫にあふれた具体的な取組が地域で円滑に進んでいくことが重要です。

このため、本資料は、このような「都市と農山漁村の共生・対流」の推進に関する関係7省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）が協力して、関連する20年度の施策を1冊に取りまとめたものです。

本資料が、今後の各般の取組に当たって、広く関係者の皆様に御活用頂ければ幸いです。

平成20年6月

都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会

目 次

項目別事業一覧	1
事業概要	17
共生・対流関係規制緩和一覧	125
施策担当部署一覧	129

項目別事業一覽

項目別事業一覧

(○=公共 ◎=非公共ハード ●=ソフト)

事業符号	事業名	事業概要編 頁	平成20年度 予算額	既存ストックの活用等による交流の推進										地域（まち）づくり			
				1 廃 校 等 既 存 ス ト ック	2 体 験 学 習 ・ 活 動 の 場	3 ふ れ あ い の 場 、 ふ れ あ い 活 動	4 宿 泊 施 設 ・ 野 営 施 設	5 市 民 農 園 等 体 験 型 施 設	6 公 共 施 設 利 用	7 歴 史 的 構 造 物 活 用	8 伝 統 的 景 観 維 持 保 全	9 伝 統 文 化 維 持 保 全 ・ 体 験 の 場	10 自 然 環 境 再 生 ・ 保 護	1 コ ミ ュ ニ ティ	2 生 活 ・ 社 会 基 盤 整 備	3 地 域 資 源 循 環 利 用 施 設 等 整 備	4 居 住 空 間
農- 1	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	18	30,545,509千円 の内数	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
農- 2	農山漁村地域力発掘支援モデル事業	19	1,110,457千円	●	●		●		●	●	●	●		●			
農- 3	賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業	20	68,330千円														
農- 4	広域連携共生・対流等対策交付金	21	973,000千円	●		●	●	●					●	●			
農- 5	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	23	142,801千円	●	●		●		●	●	●	●	●	●	●	●	●
農- 6	人づくりによる農村活性化支援事業	24	11,497千円														
農- 7	農村振興総合整備事業	25	6,148,000千円	○				○							○	○	
農- 8	村づくり交付金	26	29,560,000千円	○				○							○	○	
農- 9	田園空間整備事業	27	957,735千円	○	○	○		○							○		
農- 10	景観・自然環境保全形成支援事業	28	183,300千円 の内数								●		●				
農- 11	地域用水環境整備事業	29	2,212,000千円		○	○			○	○	○				○		
農- 12	中山間地域総合整備事業	30	33,014,000千円	○				○							○	○	
農- 13	強い農業づくり交付金	31	34,066,950千円 の内数														
農- 14	農業再チャレンジ支援事業	32	585,617千円		●	●											
農- 15	地産地消モデルタウン事業	33	321百万円		●			●						●		●	
農- 16	強い農業づくり交付金 (地産地消特別枠)	34	500百万円													◎	
農- 17	地産地消推進活動支援事業	35	13百万円														

事業符号	事業名	事業概要編 頁	平成20年度 予算額	既存ストックの活用等による交流の推進										地域（まち）づくり			
				1 廃校等既存ストック	2 体験学習・活動の場	3 ふれあいの場、ふれあい活動	4 宿泊施設・野営施設	5 市民農園等体験型施設	6 公共施設利用	7 歴史的構造物活用	8 伝統的景観維持保全	9 伝統文化維持保全・体験の場	10 自然環境再生・保護	1 コミュニティ	2 生活・社会基盤整備	3 地域資源循環利用施設等整備	4 居住空間
林- 1	森林・林業・木材産業づくり交付金	36	9,691,997千円 の内数	◎	◎	◎		◎						●			
林- 2	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	37	168,068千円											●			
林- 3	森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	38	30,066千円		●	●								●			
林- 4	山村再生総合対策事業	39	300,000千円 の内数	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
林- 5	林業後継者活動支援事業	40	90,539千円 の内数		●	●											
林- 6	糸の森整備事業	41	201,791千円											○			
林- 7	森林空間総合整備事業	42	83,000千円			○								○		○	
林- 8	里山林再生総合対策	43	22,811,874千円 の内数	○	○	●	○					○		○	●	○	○
林- 9	里山エリア再生交付金	44	9,900,000千円	○		○					○		○	○	○	○	
水- 1	漁村再生交付金	45	7,746,000千円			○			○	○	○		○	○	○	○	
水- 2	漁港環境整備事業	46	749,000千円			○								○	○		
水- 3	いきいき・海の子・浜づくり	47	17,000千円												○		
水- 4	漁業集落環境整備事業	48	6,085,000千円												○	○	○
水- 5	漁村地域力向上事業	49	102,500千円														

事業符号	事業名	事業概要編 頁	平成20年度 予算額	既存ストックの活用等による交流の推進										地域（まち）づくり			
				1 廃校等既存ストック	2 体験学習・活動の場	3 ふれあいの場、ふれあい活動	4 宿泊施設・野営施設	5 市民農園等体験型施設	6 公共施設利用	7 歴史的構造物活用	8 伝統的景観維持保全	9 伝統文化維持保全・体験の場	10 自然環境再生・保護	1 コミュニティ	2 生活・社会基盤整備	3 地域資源循環利用施設等整備	4 居住空間
総-1	地域間交流施設整備事業	50	305,892千円	◎	○		◎	○									
総-2-①	情報通信格差是正事業 (民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業)	51	31百万円														
総-2-②	情報通信格差是正事業 (地域インターネット基盤施設整備事業)	52	3,365百万円														
総-3	地域情報通信基盤整備推進交付金	53	6,200百万円														
総-4-①	無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)	54	5,880百万円														
総-4-②	無線システム普及支援事業 (地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業)	55	5,190百万円														
総-5	電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成	56	独立行政法人情報通信研究機関(NICT)から利子助成金を交付														
総-6	地域ICT利活用モデル構築事業	57	1,800百万円														
総-7-①	過疎地域集落等整備事業費補助金のうち過疎地域集落再編整備事業	58	190,703千円	○													○
総-7-②	過疎地域集落再編整備事業補助金のうち過疎地域等自立活性化推進事業	59	55,125千円												●	●	●
文-1	豊かな体験活動推進事業	60	1,012,078千円		●	●											
文-2	青少年体験活動総合プラン(平成19年度までの省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクトと青少年の意欲向上・自立支援事業を統合)	61	264,353千円	●	●	●											
文-3	ふるさと文化再興事業	62	501,658千円										●				
文-4	伝統文化こども教室事業	63	1,994,468千円									●					
文-5	重要文化的景観保護推進事業	64	80,000千円								●						

事業符号	事業名	事業概要編 頁	平成20年度 予算額	既存ストックの活用等による交流の推進										地域（まち）づくり			
				1 廃校等既存ストック	2 体験学習・活動の場	3 ふれあいの場、ふれあい活動	4 宿泊施設・野営施設	5 市民農園等体験型施設	6 公共施設利用	7 歴史的構造物活用	8 伝統的景観維持保全	9 伝統文化維持保全・体験の場	10 自然環境再生・保護	1 コミュニティ	2 生活・社会基盤整備	3 地域資源循環利用施設等整備	4 居住空間
厚- 1	長期休暇の普及促進	65	554,611千円														
厚- 2	ワークシェアリングの推進	66	39,498千円														
厚- 3	リウマチ・アレルギー対策	67	1,259,706千円														
厚- 4	農林業等就職促進支援事業	68	36,709千円														
厚- 5	地域雇用創造推進事業	69	4,585,040千円														
厚- 6	地域雇用開発助成金等	70	5,600,055千円														
厚- 7	地方就職等支援事業	71	105,954千円														
厚- 8	林業雇用改善推進事業	72	109,121千円														
厚- 9	林業就業支援事業	73	332,764千円														
経- 1	電力生産地・消費地交流事業	74	90,000千円														
経- 2	中小商業活力向上事業	76	2,971,500千円												●	◎	◎
経- 3	伝統的工芸ふるさと体験・交流事業	77	826,884千円 の内数														
経- 4	児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業	78	826,884千円 の内数														
経- 5	小規模事業者新事業全国展開支援事業	79	2,463,444千円														
経- 6	地域資源活用売れる商品づくり支援事業	80	4,700,000千円														
経- 7	地域新事業創出発展基盤促進事業 (コミュニティビジネス)	81	568,330千円												●		
経- 8	広域・総合観光集客サービス支援事業	82	376,974千円														
経- 9	地域產品 I T 販路開拓支援事業	83	2,300,000千円の 内数														
経- 10	I T 経営応援隊事業	84	830,644千円 の内数														
経- 11	地域企業立地促進等補助事業	85	3,045,570千円														

事業符号	事業名	事業概要編 頁	平成20年度 予算額	既存ストックの活用等による交流の推進										地域（まち）づくり			
				1 廃校等既存ストック	2 体験学習・活動の場	3 ふれあいの場、ふれあい活動	4 宿泊施設・野営施設	5 市民農園等体験型施設	6 公共施設利用	7 歴史的構造物活用	8 伝統的景観維持保全	9 伝統文化維持保全・体験の場	10 自然環境再生・保護	1 コミュニティ	2 生活・社会基盤整備	3 地域資源循環利用施設等整備	4 居住空間
国- 1	集落活性化推進事業	86	400百万円	○	○	○			○	○		○	○	○			
国- 2	離島地域人材育成等支援事業	87	6百万円														
国- 3	「離島の総合交流推進」支援事業 (アイランダー)	88	17百万円														
国- 4	離島におけるUJ1ターン支援モデル調査	89	19百万円														
国- 5	離島と都市の共生・対流に関する調査	90	4百万円														
国- 6	UJ1ターン支援プロジェクト	91	444百万円 の内数														
国- 7	地域振興アドバイザーの派遣	92	89百万円 の内数											●			
国- 8	地域防災ネットワーク等の推進	93	治山治水等 863,135百万円の 内数 道路整備費 2,768,860百万円 の内数 下水道事業 662,042百万円の 内数														
国- 9	二地域居住等の推進	94	40百万円														
国- 10	水辺の交流拠点整備 ～リバーツーリズムの推進、体験活動の推進～	95	628,505百万円 の内数	○	○	●			○	●			○	○	○		
国- 11	水源地域ビジョンの策定・推進	96	628,505百万円 の内数	●	○	○	●		○	●		●	○				
国- 12	歴史的価値を有する砂防設備の保存・利活用による地域活性化の促進	97	135,413百万円 の内数	○	●	○	●		○	●	○	●	○	●			
国- 13	海浜・干潟等の保全・再生・創出 (海域環境創造・自然再生事業)	98	227,950百万円 の内数		●	●			●	●	●	●	●				
国- 14	港湾における親水・交流拠点の整備	99	227,950百万円 の内数		●	●			●	●	●	●	●				
国- 15	ポートパーク整備の推進	100	227,950百万円 の内数		●	○	●		●					○			

事業符号	事業名	事業概要編 頁	平成20年度 予算額	既存ストックの活用等による交流の推進										地域（まち）づくり			
				1 廃校等既存 ストック	2 体験学習・ 活動の場	3 ふれあいの 場、ふれあい 活動	4 宿泊施設・ 野営施設	5 市民農園等体験型 施設	6 公共施設利用	7 歴史的構造物活用	8 伝統的景観維持保全	9 伝統文化維持保全・ 体験の場	10 自然環境再生・ 保護	1 コミュニティ	2 生活・社会基盤整備	3 地域資源循環利用施設等整備	4 居住空間
国-16	「道の駅」の整備	101	2,768,860百万円 の内数						●								
国-17	交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業	102	2,768,860百万円 の内数						●								
国-18	地域優良賃貸住宅	103	654,770百万円 の内数														○
国-19	優良田園住宅制度	104	654,770百万円 の内数（国交省） 6,148百万円 の内数（農水省）														○
国-20	フォレストタウンの整備	105	654,770百万円 の内数（国交省） 9,692百万円 の内数（林野庁）														○
国-21	超長期住宅推進環境整備事業	106	400百万円														
国-22	地域再生を担う人づくり支援	107	48百万円														
国-23	地域における人材の受け入れ体制の整備支援モデル調査	108	28百万円														
国-24	観光ルネサンス事業	109	137百万円														
国-25	観光圏整備事業	110	279百万円														
国-26	地方の生活交通の確保	111	7,350百万円														
国-27	離島における生活航路の維持・改善	112	4,095百万円														

事業符号	事業名	事業概要編 頁	平成20年度 予算額	既存ストックの活用等による交流の推進										地域（まち）づくり			
				1 廃校等既存ストック	2 体験学習・活動の場	3 ふれあいの場、ふれあい活動	4 宿泊施設・野営施設	5 市民農園等体験型施設	6 公共施設利用	7 歴史的構造物活用	8 伝統的景観維持保全	9 伝統文化維持保全・体験の場	10 自然環境再生・保護	1 コミュニティ	2 生活・社会基盤整備	3 地域資源循環利用施設等整備	4 居住空間
環- 1	自然ふれあい体験学習等推進事業	113	4,608千円			●								●			
環- 2	自然公園等事業	114	11,401百万円	○	○	○	○		○			○	○				
環- 3	自然公園等利用ふれあい推進事業 経費	115	4,540千円			●								●			
環- 4	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	116	150,000千円			●	●							●			
環- 5	エコツーリズム総合推進事業費	117	134,018千円		●	●							●	●	●		
環- 6	「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	118	26,367千円		●	●							●				
環- 7	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業	119	288,000千円										●				
環- 8	自然再生事業関係費（自然公園等事業費の一部）	120	11,401百万円 の内数										○				
環- 9	SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	121	125,784千円			●							●				
環- 10	自然再生活動推進費	122	39,348千円										●				
環- 11	浄化槽設置整備事業	123	133億円の一部、 858億円の内数の 一部											○	○		
環- 12	浄化槽市町村整備推進事業	124	133億円の一部、 858億円の内数の 一部										○	○			

地域活性化										福祉		NPO,ボランティア等活動支援		情報		情報		国民運動			
1 U・J・I ターン・定住	2 雇用	3 産業活性化	4 地場産品の普及	5 農商工連携	6 市民活動支援	7 研修施設等整備・人材育成	8 農山漁村地域間交流の推進	9 観光交流	10 交通	1 高齢者福祉・健康づくり	2 バリアフリー化	1 調査・検討・計画策定	2 対地域づくり、森林づくり、共生・	3 教育	4 地域連携	5 ゆとり・余暇・休暇	6 情報基盤整備・情報産業育成	7 情報提供の推進	8 住宅取得	9 普及啓発	
										情報		情報									
○	○	○				○								○							
●		●	●		●	●	●	●				●	●	●							
●		●	●				●	●					●								
●	●	●	●				●	●					●								
●		●	●				●	●					●								
●														●	●		●				
																	○				
							●														
								○●													
		○						●													
								○●												●	
						●		●					●	●	●	●		●		●	
							●														
								○	●												

地域活性化										福祉		NPO,ボランティア等活動支援		地域連携	教育	ゆとり・余暇・休暇	情報		国民運動
1 U・J・I・ターン・定住	2 雇用	3 産業活性化	4 地場産品の普及	5 農商工連携	6 市民活動支援	7 研修施設等整備・人材育成	8 農山漁村地域間交流の推進	9 観光交流	10 交通	1 高齢者福祉・健康づくり	2 バリアフリー化	1 調査・検討・計画策定	2 対地域づくり、森林づくり、共生・推進活動の支援	1情報基盤整備・情報産業育成	2情報提供の推進	住宅取得	普及啓発		
							●	●								●			
							●	●											
○																			
○																○			
			○													○			
													●	●					
●	●	●	●			●	●	●	●										
●	●	●	●			●	●	●	●										
								●					●						
								●					●						
									●										
										●									
											●								

事 業 概 要

農-1

事業名	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金
趣旨・目的	農山漁村地域において、居住者及び滞在者の増加といった観点も踏まえ、農・林・水の縦割りなく、施設の整備等の各種取組を総合的かつ機動的に支援する。
概要	<p>事業内容</p> <p>1. 農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備 地域の創意工夫を活かしたきめの細かい生産基盤の整備や農林水産物の集出荷施設、加工施設等の整備への支援</p> <p>2. 生活環境施設の整備 良好な生活環境に必要な簡易な給水・排水施設や防災安全施設等の整備への支援</p> <p>3. 地域間交流の拠点となる施設の整備 市民農園などの交流・ふれあいのための施設、都市住民を対象とした農業等の技術取得のための研修施設等の整備への支援</p> <p>4. その他施策の目標を達成するために必要な事業等</p>
実施主体	都道府県、市町村、土地改良区、水産業協同組合、森林組合、農業協同組合、NPO法人、農業者の組織する団体等
補助率	定額
平成20年度予算額	30,545,509千円の内数
要綱・要領等	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領
担当部局等	農林水産省大臣官房企画評価課農山漁村地域活性化支援室 TEL 03-3502-7134

農－2

事業名		ふるさと 農山漁村地域力発掘支援モデル事業
趣旨・目的		地域住民や都市住民、N P O、企業等の多様な主体を地域づくりの新たな担い手として捉え、これらの協働により、農山漁村の持続的な発展の基礎である農山漁村生活空間の保全・活用を図ることを通じ、持続可能で活力ある農山漁村を実現するモデル的な取組を支援する。
概要	事業内容	<p>1. 地域活動支援事業</p> <p>(1) 持続可能で活力ある農山漁村の実現に向け、テーマ、定量的な目標等を定めたふるさとづくり計画を策定する。</p> <p>(2) ふるさとづくり計画に基づく実践活動に取り組み、自らの活動の評価及び検証を行う。</p> <p>2. 地域活動推進事業</p> <p>(1) 民間団体において設置する第三者委員会において、地域活動支援事業の採択や事業実施主体が策定する計画づくり等に対する助言、事業実施主体が行う活動の評価及び検証に係る結果についての評価及び検証を行う。</p> <p>(2) 地域活動支援事業の実施主体に対し、指導助言及びアドバイザーの派遣を行う。</p> <p>(3) 事業実施主体が行う活動の評価及び検証に係る結果を取りまとめ、これら活動を持続可能で活力ある農山漁村のモデルとして広く全国へ情報発信する。</p>
	実施主体	1. 地域協議会（地元団体のほか市町村を構成員として含む） 2. 民間団体
	補助率	定額
	事業実施期間	平成20年度～平成24年度
平成20年度 予算額		1,110,457千円
担当部局等	農林水産省農村振興局企画部農村政策課 農村整備総合調整室 TEL 03-3502-5946	

事業名	賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業
趣旨・目的	都市と農山漁村の共生・対流の国民的な運動の活発化並びに全国ベース及び各地域ベースの企業との連携の強化等により、自立的・持続的な活動の展開を促進し、運動の更なる展開として、実際の人々の動きにつながる実効的な運動を目指す。
概要	<p>事業内容</p> <p>1 共生・対流の効果的な推進方策の検討 共生・対流を国民運動として展開していくために、共生・対流に賛同する各分野の有識者、民間企業、関係団体等で構成する実行委員会を設置し、民間企業との間の連携強化等による自立的かつ持続的な活動を効率的、効果的に展開するための推進方策の検討を行う。</p> <p>2 農山漁村における滞在・体験型旅行商品の開発及び販売の促進 旅行事業者、交通事業者等で構成する旅行商品を開発するための研究会を設置し、農山漁村において農林漁家民宿等に宿泊し、農業体験等の活動を行うことを内容とする旅行商品の開発及び販売の促進を行う。</p> <p>3 共生・対流の活発化につながる効果的な情報発信 (1) 共生・対流に資する活動を行う民間企業等と連携した効果的な情報発信を行う。 (2) グリーン・ツーリズムの受入地域に係る情報等共生・対流の推進に資する情報の収集、整備及び提供を行う。</p> <p>4 賑わいある美しい農山漁村づくりに資する取組に対する表彰 (1) 共生・対流の推進に関する優れた取組に対する表彰を行う。 (2) 美しいむらづくりに関する優れた取組に対する表彰を行う。 (3) 女性主体型の農村振興に関する優れた取組に対する表彰を行う。</p>
実施主体	民間団体
補助率	定額
平成20年度 予算額	68,330千円
要綱・要領等	賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要綱 賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局企画部農村政策課 都市農業・地域交流室 TEL03-3502-0030

事 業 名	広域連携共生・対流等対策交付金
趣 旨 ・ 目 的	都道府県域を越えて都市と農村の多様な主体が参加して行う、共生・対流の一層の推進に資する広域連携プロジェクトや、都道府県域を越えた広域的な連携の取組を実現するために必要な施設の整備等について支援し、農村の活性化等に資する。
概 要	<p>事 業 内 容</p> <p>1 広域連携共生・対流等推進交付金</p> <p>(1) 広域連携支援事業</p> <p>都會の若者の長期農業等ボランティア活動、団塊世代等を対象とした体験農園での農作業体験を通じ、共生・対流を活性化するための取組等を支援</p> <p>① 都会の若者の長期農業等ボランティア活動の促進</p> <p>② 体験農園を通じた団塊世代の農的暮らし等の促進</p> <p>③ 農村の空き家を活用した滞在型の農業体験から期間就農までの地域システムモデル構築及び全国的普及を促進</p> <p>④ 子ども達の宿泊体験活動受入拡大モデル構築及び全国的普及を促進</p> <p>⑤ 子ども達の農村での長期宿泊体験活動と連携した都市部での農業体験活動の周年化モデル構築及び全国的普及を促進</p> <p>⑥ 都道府県を越えた都市と農村の共生・対流を活性化させる先導的な取組を促進</p> <p>(2) 情報発信機能強化支援事業</p> <p>各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会の拡大等の取組を支援</p> <p>① 各種メディアを活用した都市住民の農山漁村情報に接する機会を拡大する取組</p> <p>② 民間の震災疎開パッケージ締結を契機にしたグリーン・ツーリズム等の取組を支援するための調査・情報提供</p> <p>③ 大都市圏におけるグリーン・ツーリズムフェア開催による田舎との出会いの場の設定</p> <p>(3) 都市農村交流技術的支援事業</p> <p>都市農村交流を取り組む際に必要となるノウハウを習得するための取組を支援</p> <p>① 農山漁村の取組の中心となる人材の育成、確保</p> <p>② 農林漁業体験民宿の安全管理等のための技術的支援</p> <p>③ 観光立村の取組の推進</p> <p>④ 滞在型市民農園等の整備促進のための技術的支援</p> <p>(4) 都市農地活用・保全モデル事業</p> <p>都市農業の振興及び都市農地保全のためのモデル的取組を支援</p> <p>2 広域連携共生・対流等整備交付金</p> <p>(1) 広域連携共生・対流等推進交付金等による都道府県を越えた広域的な連携の先導的取組を実現するために必要な施</p>

	設等の整備について支援 (2) 都市部での農業振興に必要な施設等の整備について支援
実施主体	民間団体等
補助率	1 定額 1 2 定額 (1/2以内)
事業実施期間	平成19年度～平成23年度
平成20年度 予算額	973,000千円
要綱・要領等	広域連携共生・対流等対策交付金実施要綱 広域連携共生・対流等対策交付金実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局企画部農村政策課 都市農業・地域交流室 TEL03-3502-0030

事業名	農村コミュニティ再生・活性化支援事業
趣旨・目的	都市から農村への定住を促進するとともに、定住者の活用や地域における多様な主体の連携により、農村と地域企業との連携による農業分野にとどまらない新たな事業の創出など、農村の地場資源と地元人材等を活かし、農村地域のコミュニティ再生・活性化を図る。
概要	<p>事業内容</p> <p>1. 都市から農村への定住等の促進</p> <p>①定住や長期滞在の促進方策策定、新規住民を活用した集落の活性化方策の検討</p> <p>②支援体制の構築（住居、職業の生活情報などの一元的な情報提供や相談を行う体制の構築等）</p> <p>③PR活動の実施（定住希望者への意向調査・広報活動等）</p> <p>④新規住民等による地域文化活動や農ある暮らしの実施のための体制整備</p> <p>⑤新規住民の起業を促進するための体制整備</p> <p>⑥企業等との連携によるSOHO的農山漁村居住体制の整備</p> <p>2. 地域産業との連携の推進</p> <p>①異業種連携の推進</p> <p>②多様な主体による地域連携活動の推進</p> <p>③地域産業集積に向けた企業誘致</p> <p>④地域産業マネージャーの育成・誘致</p> <p>⑤人材バンクの設置・運営</p>
実施主体	NPO法人、農業協同組合、土地改良区、その他農業者の組織する団体、地方公共団体が出資する団体等
補助率	1／2以内
事業実施期間	平成18年度～平成22年度
平成20年度 予算額	142,801千円
要綱・要領等 (入手先)	農村コミュニティ再生・活性化支援事業実施要綱 農村コミュニティ再生・活性化支援事業実施要領 (http://www.maff.go.jp/nouson/community/index.htm)
担当部局等	農林水産省農村振興局企画部農村政策課 指導係 TEL 03-3502-5948 農村整備総合調整室 農村整備推進係 TEL 03-6744-2186

事業名	人づくりによる農村活性化支援事業
趣旨・目的	将来的に地域を支える人間を育成することを目指した教育プログラムの開発及びUターン者等で農村地域における地域づくり、産業振興を担う人材を育成する。
概要	<p>事業内容</p> <p>(1)検討会の開催 ①学識経験者、有識者、学校教師等からなる検討会の開催 ②地場資源を活用した先行事例地区の研究、現地調査、現地検討会の実施 ③農村の地場資源を発見するための教育プログラムの作成</p> <p>(2)モデル授業の実施 ①本事業に関心を持つ市町村等に対するアンケート調査 ②協力校におけるモデル授業の実施及びその結果を踏まえた教育プログラムの改良</p> <p>(3)農村資源を活かした産地ブランドづくり、起業化支援 ①農村資源を活かした産地ブランドづくり、起業化プログラムの検討 ②農村資源を活かした地域づくり手法についての情報提供</p> <p>(4)地域産業マネージャーの育成のための研修会の開催 民間企業等における実務経験を有し、地方にUJTIターンを希望する者等を対象に、地域産業マネージャーとして農村地域での地域づくり、起業、産業振興等について地域をリードして主体的に活動できる人材を育成するための研修等を実施</p>
実施主体	民間団体
補助率	定額
事業実施期間	平成18年度～平成20年度
平成20年度 予算額	11,497千円
要綱・要領等	人づくりによる農村活性化支援事業実施要綱 人づくりによる農村活性化支援事業実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局企画部農村政策課就業改善班調査計画係 TEL 03-3502-5948

事業名	農村振興総合整備事業
趣旨・目的	都道府県単位の広域的な視点での地域特性等を踏まえた農村整備を推進するため、それぞれの農村振興のテーマに沿って、地域住民の参加の下、関係府省との連携を図りつつ、地域の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施する。
概要	<p>事業内容</p> <p>1. 農業生産基盤整備</p> <p>①ほ場整備 ⑤鳥獣侵入防止柵整備 ②農業用排水施設整備 ⑥農用地の改良又は保全 ③農道整備 ⑦農用地管理保全 ④農用地開発</p> <p>2. 農村生活環境基盤整備</p> <p>①農業集落道整備 ⑩地域農業活動拠点施設整備 ②営農飲雜用水施設整備 ⑪集落農園整備 ③農業集落排水施設整備 ⑫情報基盤施設整備 ④農業施設等用地整備 ⑬施設環境整備 ⑤集落防災安全施設整備 ⑭歴史的土地改良施設保全整備 ⑥自然環境・生態系保全施設整備 ⑮集落土地基盤整備 ⑦地域資源利活用施設整備 ⑧施設補強整備 ⑨住民参加促進環境整備*</p> <p>* 「美しい村づくり型」のみ実施可</p>
実施主体	都道府県
補助率	50%（沖縄2/3、奄美52%）
事業実施期間	平成13年度～
平成20年度 予算額	6,148,000千円
要綱・要領等	農村振興総合整備事業実施要綱 農村振興総合整備事業実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局整備部地域整備課農村整備推進室 TEL 03-3502-6338

事業名	村づくり交付金
趣旨・目的	地域が主体となった個性ある村づくりを推進するため、市町村等が自ら設定した目標・指標に基づき、自ら提案する施設整備を含めた総合的な事業を実施できる仕組みの導入等により、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する。
概要	<p>事業内容</p> <p>市町村等が定める「村づくり計画」に基づき、農業の持続的発展と農山漁村の総合的な発展を図るため、農山漁村における生活環境に関する整備を農業生産基盤の整備と併せて、総合的に実施。</p> <p>1 農業生産基盤整備 2 農村生活環境基盤整備 3 山村居住環境基盤整備 4 漁村生活環境基盤整備 5.市町村創造型整備</p>
実施主体	市町村、土地改良区等
補助率	50%（沖縄70%、奄美52%）
事業実施期間	平成16年度～平成24年度（新規採択期間）
平成20年度 予算額	29,560,000千円
要綱・要領等	村づくり交付金実施要綱 村づくり交付金実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局整備部地域整備課農村整備推進室 TEL 03-3502-6338

事業名	田園空間整備事業
趣旨・目的	農村の有する豊かな自然、伝統、文化等の多面的機能を再評価し、計画的な土地利用の下、ほ場整備により優良農地を確保しつつ緑豊かな田園空間にふさわしい地域の活性化に資する各種公共公益施設用地の整備と農村に存する伝統的農業施設及び美しい農村景観等の保全、復元等に配慮した各種生産基盤等の整備を行い、魅力ある田園空間づくりによる都市との共生の推進に資することを目的とする。
概要	<p>事業内容</p> <p>1.田園空間整備</p> <p>(1)公共施設等用地の整備</p> <p>①ほ場整備 ④農業集落道整備 ②農業用用排水施設整備 ⑤集落緑化施設整備 ③農道整備 ⑥用地整備</p> <p>(2)田園空間博物館の整備</p> <p>①ほ場整備 ⑨集落緑化施設整備 ②農業用用排水施設整備 ⑩住民参加促進環境整備 ③農道整備 ⑪用地整備 ④農業集落道整備 ⑫コミュニティ施設整備 ⑤集落排水路整備 ⑬景観保全整備 ⑥農村公園緑地整備 ⑭集落農園整備 ⑦ライフル收容施設整備 ⑮歩行者専用遊歩道整備 ⑧集落水辺環境整備</p>
実施主体	都道府県、市町村等
補助率	50% (沖縄2/3、奄美52%)
事業実施期間	平成10年度～
平成20年度 予算額	957,735千円
要綱・要領等	田園整備事業実施要綱 田園整備事業実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局整備部地域整備課田園環境整備班 TEL 03-3502-6338

事業名	景観・自然環境保全形成支援事業
趣旨・目的	農村地域における景観・自然環境の保全・形成等にむけた地域の取組を支援し、さらにはそれらを活用した地域活性化を図る取組を効率的・効果的に実施する。
概要	<p>事業内容</p> <p>1 地域資源を活用した農村活性化 農村景観や自然環境といった地域資源を、まとまりを持つ田園空間として活かした農村の活性化の取組を支援するため、魅力ある田園空間としての要件の検討、活性化に意欲のある地区の登録・支援や普及啓発等を行う。</p> <p>2 農村景観形成、自然再生活動を行う組織に対する直接支援 農村景観の保全・形成、自然環境の再生に向けた調査研究、保全活動等を行うNPO等の活動組織に対して直接支援する。</p>
実施主体	NPO団体等
補助率	1／2等
事業実施期間	平成19年度～平成21年度
平成20年度 予算額	183,300千円の内数
要綱・要領等	景観・自然環境保全形成支援事業実施要綱 景観・自然環境保全形成支援事業実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局整備部地域整備課 TEL 03-3502-6338

事 業 名	地域用水環境整備事業
趣 旨 ・ 目 的	農業用水は、農業水利施設を通じて、景観・生態系の保全等といった地域用水機能を有しており、近年、その機能のさらなる発揮が求められている。一方、農村の混住化の進展等に伴い、集落による施設管理機能の低下や水質の悪化等が進行し地域用水機能の発揮が阻害されつつある。このようなことから、農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、地域用水の有する多面的機能の維持増進に資する施設の整備を行い、農村地域における生活空間の質的向上を図るものである。
概 要	<p>事 業 内 容</p> <p>(1) 地域用水環境整備型 農業水利施設の保全管理又は整備と一体的に、農業用水の有する地域用水機能の維持・増進を図るために必要となる以下の整備を実施する。 ①親水・景観保全施設、②生態系保全施設、③地域防災施設、④渇水対策施設、⑤利用保全施設、⑥地域用水機能増進施設</p> <p>(2) 歴史的施設保全型 国の登録文化財等、文化財としての価値を有する農業水利施設等の土地改良施設を対象にその歴史的な価値に配慮しつつ、施設の補修等を実施する。</p> <p>[採択要件]</p> <p>(1) 地域用水環境整備型 総事業費が5千万円以上であること、事業により整備した施設の適正な維持管理が行われると認められること 等</p> <p>(2) 歴史的施設保全型 文化財保護法に基づいて、重要文化財として指定され、または指定されることが確実であると認められる土地改良施設であること 等</p>
実 施 主 体	都道府県、市町村、土地改良区、その他団体
補 助 率	<p>(1) 地域用水環境整備型 農林水産省、北海道、離島 50 % 奄美 52 %、沖縄 2/3</p> <p>(2) 歴史的施設保全型 50 % (沖縄は 75 %)</p>
事業実施期間	平成12年度～
平成20年度 予 算 額	2,212,000千円
要綱・要領等	地域用水環境整備事業実施要綱 地域用水環境整備事業実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局整備部水利整備課 TEL03-3502-6246

農－12

事 業 名	中山間地域総合整備事業
趣 旨 ・ 目 的	中山間地域の農業・農村の活性化、国土・環境の保全等を図るため、地域の実情に即した農業生産基盤及び生活環境等の総合的な整備を実施
概 要	<p>事 業 内 容</p> <p>1. 農業生産基盤整備事業 2. 農村生活環境整備事業 3. 特認事業</p> <p>(事業対象地域)</p> <p>①過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び特定農山村法による指定を受けた市町村または準ずる市町村</p> <p>②農業生産基盤整備を実施する地域にあっては、林野率50%以上かつ傾斜1/100以上の農用地の面積が当該地域の50%以上であること</p>
実 施 主 体	都道府県、市町村
補 助 率	農林水産省・北海道55%、離島60%、奄美70%、沖縄75%
事業実施期間	
平成20年度 予 算 額	33,014,000千円
要綱・要領等	中山間地域総合整備事業実施要綱 中山間地域総合整備事業実施要領
担当部局等	農林水産省農村振興局整備部地域整備課中山間整備推進室 TEL 03-3501-8359

事業名	強い農業づくり交付金
趣旨・目的	効率的かつ安定的な経営体が地域農業の相当部分を担う望ましい農業構造の確立するため、農業生産を核とした加工、流通、販売等への取組を通じたアグリビジネス等に意欲的に取り組む経営体を施設整備等により支援し、認定農業者等の担い手の育成及び担い手への農地の利用集積の加速化を図る。また、技術革新への対応研修・新規就農者の経営確立までの研修・農業農村に対する国民理解の増進を図る研修等の基幹施設を整備。
概要	<p>新規就農の促進</p> <p>次代の農業を担う青年農業者等を育成・確保するため、農業に関する研修教育の中核機関である道府県農業大学校等の研修教育施設、調査研究用施設及び地域段階における実践的個別技術の研修施設の整備を行う。</p> <p>① 農業研修教育・農業総合支援センター施設整備</p> <p>ア 研修教育基幹施設</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 研修教育棟、宿泊棟等施設 (イ) 農業生産実習、食品加工実習等施設 (ウ) 新技術・環境保全型農業研修施設 (エ) 公開講座、体験交流等施設 (オ) 離職者等職業訓練用研修施設・機械 (カ) 調査研究・実験用施設・機材 <p>イ 現地濃密指導施設</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 農業者を対象とした研修教育施設 (イ) 新たに就農しようとすることが確実と見込まれる者を対象とした研修教育施設
実施主体	都道府県、青年農業者等育成センター、一部事務組合
補助率	定額(1/2以内)
事業実施期間	平成17年度～平成21年度
平成20年度 予算額	強い農業づくり交付金 34,066,950千円の内数
要綱・要領等	強い農業づくり交付金実施要綱 強い農業づくり交付金実施要領
担当部局等	農林水産省経営局普及・女性課 TEL03-6744-2160

事業名	農業再チャレンジ支援事業
趣旨・目的	本事業は、団塊世代、若者等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談段階、体験・研修段階、参入準備段階、定着段階に対応した、きめ細かな支援を行うものである。
概要	<p>事業内容</p> <p>1. 情報提供・相談段階 就農支援機関やインターネット等を介し、各自治体の支援措置、各種研修・求人等の情報を提供するとともに、農業法人合同会社説明会等での個別相談を実施します。</p> <p>2. 体験・研修段階</p> <p>① 原体験としての小中学生の農業体験学習、農業法人での社会人等を対象としたインターンシップを実施します。</p> <p>② 先進経営体における実践的職場内研修(OJT)、フリーターラ等若者の雇用就農促進のための研修を実施するとともに、働きながら技術習得できる就農準備校においては有機農業研修を充実します。</p> <p>3. 参入準備段階</p> <p>① 農業技術能力評価制度への実技試験の導入を進めます。</p> <p>② 後継者不在の農家が有する経営資産・営農技術等を新規就農希望者へ円滑に継承させるための支援、若者等の円滑な雇用就農を推進するための無料職業紹介、紹介予定派遣を実施します。</p> <p>4. 定着段階 再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野進出や、女性グループ等による起業活動等の促進のためのモデル的な取組を支援します。</p>
実施主体	民間団体
補助率	定額、1/2、1/3
事業実施期間	平成19年度～平成23年度
平成20年度 予算額	585,617千円
要綱・要領等	農業経営強化対策推進事業実施要領
担当部局等	農林水産省経営局普及・女性課
	TEL03-3502-6469

事業名	地産地消モデルタウン事業
趣旨・目的	農業、給食、商工、観光等の関係者が一丸となり、地域全体で地産地消に取り組む「地産地消モデルタウン構想」の実現に向けた取組を推進するとともに、高齢・小規模農家など多様な主体が活躍できる少量多品目の生産・流通体制の確立に向けた先進的な取組を推進するため、次の取組を行うものとする。
概要	<p>(1) 推進事業</p> <p>ア 協議会の開催等の事業推進体制の整備 イ 先進事例や消費者・実需者ニーズについての調査 ウ 事業実施地区内で生産された農畜産物を活用した加工品及び学校給食メニューの開発 エ ウで開発した加工品の販売試験 オ 農畜産物の生産技術や加工技術の普及・研修 カ 販売体制の確立に向けた人材育成 キ 生産者と消費者との交流会の開催、農作業体験、ホームページ、パンフレット又は情報誌等の作成による広報活動 ク 実証、試験の実施 (ア) 効率的な集出荷システムの構築・実証（巡回集荷などの高齢・小規模農家が出荷しやすい流通システムの構築に必要なものに限る。） (イ) 新規作物の導入実証 (ウ) その他この事業の目的を達成するために必要な実証及び試験の実施 ケ リース方式によるハウスの導入 コ 残留農薬等の分析 サ その他この事業の目的を達成するために必要な取組</p> <p>(2) 整備事業</p> <p>ア 農産物処理加工施設 イ 畜産物処理加工施設 ウ 直売施設 エ 生産者と消費者の交流施設 オ 集出荷施設（巡回集荷などの高齢・小規模農家が出荷しやすい流通システムの構築に必要なものに限る。） カ 地域食材供給施設 キ 産地管理施設</p>
実施主体	農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、土地改良区、農業組合法人、農業組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等
補助率	事業費の1／2以内
事業実施期間	平成19～21年度
平成20年度 予算額	321百万円
要綱・要領等 (入手先)	農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱 農業・食品産業協力強化支援事業実施要領
担当部局等	農林水産省生産局生産技術課地産地消企画班 TEL 03-6744-2435

事業名	強い農業づくり交付金－産地競争力の強化
趣旨・目的	産地競争力の強化を図るため、①需要に応じた生産量の確保、②生産性の向上、③品質向上、④農畜産業の環境保全、⑤輸入急増農産物における国産シェアの抜海を具体的な政策目標とする取組を支援。
事業内容	ア 耕種作物共同利用施設整備 イ 畜産物共同利用施設整備 ウ 施設等整備附帯事業
実施主体	都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、公社、土地改良区、農業組合法人、農業組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体、その他農業者の組織する団体等
補助率	事業費の1／2以内
事業実施期間	平成17～21年度
平成20年度 予算額	強い農業づくり交付金地産地消特別枠5億円
要綱・要領等 (入手先)	強い農業づくり交付金実施要綱 強い農業づくり交付金実施要領
担当部局等	農林水産省生産局総務課生産推進室

事業名	地産地消推進活動支援事業
趣旨・目的	地産地消の取組を推進するため、成功事例等の収集、分析及び表彰、他産地への派遣及び斡旋や地産地消の推進のための人材育成、インターネットを活用した情報提供等を行う。
事業内容	<p>①地産地消普及促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消についての優良事例に係る情報の収集・分析及び表彰 ・人材の活用等による特産品の産地育成 <p>②地産地消情報提供事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消に関する情報の収集、インターネットを活用した情報提供 ・地産地消関係者との情報交換の場づくり <p>③地産地消人材育成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地産地消を推進するため、生産者や実需者などの地産地消関係者間の調整を円滑に進めるための人材を育成
実施主体	民間団体等
補助率	定額
事業実施期間	平成17~21年度
平成20年度 予算額	13百万円
要綱・要領等 (入手先)	農業競争力強化対策民間団体事業実施要綱 農業競争力強化対策民間団体事業実施要領
担当部局等	農林水産省生産局生産技術課地産地消企画班 TEL 03-6744-2435

林-1

事業名	森林・林業・木材産業づくり交付金
趣旨・目的	<p>国土保全や水源かん養など森林の多面的機能の持続的な発揮のためには、森林の整備・保全を推進することが重要であり、特に地球温暖化防止対策の観点からは、より積極的な施策の展開が喫緊の課題となっている。</p> <p>このため、森林の整備・保全のための条件整備やモデル的取組、森林の多様な利用、森林の資源の保護等への支援を総合的に実施し、森林の多面的機能の発揮を図る。</p>
概要	<p>I ソフト 森林資源保護の推進 地域住民の安全な生活の確保等に必要な森林の保全を図るために、松くい虫の被害の発生しにくい森林環境の整備等を進めるとともに、地域住民自ら松くい虫の防除等を行い、松林を保全する事業をモデル的に実施</p> <p>II ハード 森林の多様な利用・緑化の推進 森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を次のメニューから実施内容を選択・組み合わせて整備。</p> <p>[対象施設等]</p> <p>①森林を利用した環境教育・林業教育のための実習林、観察林等の森林フィールド（実習林、森林学習歩道等） ②林業体験学習のため展示施設（もりの科学館、学習展示品等） ③森林環境教育活動施設（観察施設、炭焼き体験施設等） ④共同利用施設（取付・管理道路、駐車場、管理棟等）</p>
実施主体	都道府県、市町村等
交付率	定額（1／2, 4／10相当等）
事業実施期間	平成20年度～平成24年度
平成20年度 予算額	9,691,997千円の内数
要綱・要領等	森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領
担当部局等	林野庁森林整備部計画課山村振興企画班（窓口） TEL03-3502-0048

林-2

事業名	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業
趣旨・目的	<p>森林・林業分野においては、地球温暖化防止をはじめとした森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが重要であり、そのためには、林業関係者の努力のみならず、森林の整備・保全を社会全体で支えるという気運を各地域の特色を生かしつつ醸成していくことが極めて重要な課題となっている。</p> <p>このため、各地域において身近な森林の整備活動に国民が参加する機会を提供し、また、森林ボランティア活動の定着を図るため、各地域で活動している森林ボランティア活動への支援等を通じて、森林の多面的機能を持続的に発揮させるための森林の整備・保全を促進し、もって地球温暖化防止の強力な推進に資することとする。</p>
事業内容 概要	<p>(1) 緑づくり普及・啓発</p> <p>①全国的な緑化運動の普及啓発を図るため、全国植樹祭、全国育樹祭等の国土緑化行事の開催を支援。</p> <p>②巨樹などの国民に身近な森林・樹木の保全・管理技術の開発と普及を支援。</p> <p>(2) 森づくりコミュニケーション活動の促進</p> <p>①企業、N P Oなどの森づくりをサポートする森づくりコミュニケーション活動を促進するため、活動マニュアルの作成、研修の実施、関係者等の情報のネットワーク化などを支援。</p> <p>②都市住民による花粉症対策などの先駆的・先導的な森づくり活動や活動の安全確保対策を支援。</p> <p>(3) 企業の森づくり活動の促進</p> <p>企業の森づくり活動を促進するため、企業の社会貢献ニーズ調査、企業の経営者やC S R担当者などを対象としたシンポジウムの開催、森づくり活動の評価手法の普及を支援。</p>
実施主体	民間団体
補助率	定額、1／2
事業実施期間	平成18年度～平成22年度
平成20年度 予算額	168,068千円
要綱・要領等	森林整備・保全推進事業実施要綱 緑化推進対策事業等の実施について
担当部局等	林野庁森林整備部研究・保全課緑化推進班 TEL03-3502-8243

林-3

事業名	森林環境教育活動の条件整備促進対策事業
趣旨・目的	<p>森林・林業の再生に向けた取組に対する国民の支持を得るために、森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民世論の喚起を行うことが重要な課題である。また、森林内での体験活動は、青少年の豊かな人格を育成していくためにも重要である。</p> <p>これまでの取組において、基礎的な条件整備は進展してきたものの、新たな森林・林業基本計画においては「森林環境教育の充実」として、更なる取組の充実が課題として掲げられているところである。</p> <p>このため、高い指導力をもつ人材の育成、森林・林業に対する理解を深めるための内容の充実等を総合的に推進するとともに、森林体験活動の場である学校林の整備とそれにより生産される木材の利用を一体的に行うモデル学校林の設定を通じて、幅広い関係者の連携・協力による森林環境教育活動の促進を図ることとする。</p>
概要	<p>事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 森林環境教育活動の条件整備促進事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) モデルとなるべき施設等の評価基準の策定と優良事例等の情報提供 (2) 企画・調整力を持つ質の高い人材の育成 (3) 森林組合等の活動促進 (4) 森林・林業に対する理解を深めるための教材等の作成及び実態調査 2 学校林整備・活用推進事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) モデル学校林の設定に係る委員会の開催 (2) モデル学校林の整備・木材利用計画の策定及びその実施 (3) 地域関係者を一同に会して行うモデル学校林での体験活動及び研修会の実施
実施主体	民間団体
補助率	定額
事業実施期間	平成17年度～平成23年度
平成20年度 予算額	30,066千円
要綱・要領等	森林整備・保全推進事業実施要綱
担当部局等	林野庁森林整備部計画課森林総合利用推進班 TEL03-3502-0048

事業名	山村再生総合対策事業
趣旨・目的	<p>「美しい森林づくり」を実現するためには、森林整備の基盤となる山村の活性化は不可欠である。一方、山村の現状をみると、人口の減少、高齢化の進展、集落の減少が進んでいる。</p> <p>このため、優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を活用した新たな産業（森業・山業）の創出や、都市との交流、山村コミュニティの再生に向けた取組を支援し、健康・福祉、教育、環境などに着目した魅力ある山村づくりを推進することにより、山村地域の雇用機会の増大や都市との共生・対流、定住の促進に資する。</p> <p>また、事業実行に当たっては、新たに、P D C Aサイクルの考え方を導入するとともに、取組の中心となる人材の育成、既存の施設整備事業との連携を図り、山村振興を確実なものとする。</p>
概要	<p>事業内容</p> <p>(1) 直接的支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①森林・地域資源を活用した新たな産業の創出 ②都市側との連携による交流活動などへの取組 ③山村コミュニティの維持・再生に向けた地域活動 ④①～③を組み合わせた複合的な取組 <p>(2) 技術的支援、普及・啓発等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①実務的・総合的な研修の実施により取組の中心となる人材を育成 ②アドバイザーの派遣による山村活性化への支援 ③山村活性化優良事例の収集・分析、地域情報の発信 ④地域活性化全国セミナーの開催
実施主体	民間団体
交付率	定額、1／2
事業実施期間	平成20年度～平成24年度
平成20年度 予算額	300,000千円の内数
要綱・要領等	森林整備・保全推進事業実施要綱 山村再生総合対策事業実施要領
担当部局等	林野庁森林整備部計画課山村振興企画班 TEL03-3502-0048 林野庁森林整備部研究普及課普及教育班 TEL03-3502-5721

林－5

事業名	林業後継者活動支援事業
趣旨・目的	<p>森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林の整備・保全等を着実かつ適切に推進するためには、森林所有者の施業意欲を高め、林業生産活動を活性化することが必要である。</p> <p>また、今後増加する定年退職者等のうち、都市部から故郷に戻り第2の人生にチャレンジするUターン森林所有者等に対する支援を行うとともに、次代の林業を担う青少年等に対して森林施業等の推進に向けた普及・啓発活動等への支援を行うことにより、林業経営を担う人材の育成・確保に資する。</p>
概要	<p>(1) Uターン森林所有者再チャレンジ支援事業</p> <p>山村で育ち就職等で都市部へ転出し、現在、一斉退職時期を迎えている団塊世代等を対象とした所有森林の経営・管理のための支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 情報の提供 ② 現地研修、学習会等の開催 ③ 森林経営・管理マニュアルの開発・普及 <p>(2) 林業後継者育成・確保支援事業</p> <p>地域のリーダー的な森林所有者で組織する林業グループや指導林家をはじめとする普及指導協力員等が行う森林・林業関係学科高校生等のインターンシップや、林業体験学習等を通じた林業生産活動が低迷している森林所有者及びその後継者等に対する森林施業等の推進に関する普及・啓発活動の支援</p>
実施主体	民間団体
補助率	定額
事業実施期間	平成19年度～平成22年度
平成20年度 予算額	90,539千円の内数
要綱・要領等	林業・木材産業等振興対策事業実施要綱 林業後継者活動支援事業実施要領
担当部局等	林野庁森林整備部研究・保全課普及教育班 TEL03-3502-5721

林- 6

事 業 名	絆の森整備事業
趣 旨 ・ 目 的	<p>森林環境の有する価値が見直され、失われた人と森林との絆の再生に向けた動きが盛り上がっている。市民グループによる様々な森づくり活動の展開に加え、市民との協働による森林整備の推進や野生生物との共存のための森林生態系保全に対する要請の高まりはその好例である。</p> <p>このため、市民の林業生産活動の場の整備や市民自身による森林整備への支援（市民と森林との絆の創出）、所有森林の市民への開放等を前提とした森林整備に対する支援（市民と森林所有者との絆の創出）、野生動物との共存のための森林整備への支援（人と野生動物との絆の創出）を推進し、人と森林との絆の回復を図る。</p>
概 要	<p>事 業 内 容</p> <p>(1)市民参加型森林整備 集落周辺の里山林や都市近郊林において、森づくりへの市民参加を推進</p> <p>(2)野生生物共生林整備 野生生物との共存を図るため、野生生物の生息環境保全に資する森林整備を実施するとともに、防護柵等の鳥獣害防止施設を設置</p>
実 施 主 体	都道府県、市町村、森林組合等
補 助 率	<p>森林整備等：1／2</p> <p>森林管理道開設：基本補助率 45/100 (間伐等の目的で開設されるものは50/100)</p>
事業実施期間	一
平成20年度 予 算 額	201,791千円
要綱・要領等	森林環境保全整備事業実施要綱 森林環境保全整備事業実施要領
担当部局等	林野庁森林整備部整備課造林事業班 TEL03-3591-5893

林-7

事業名	森林空間総合整備事業
趣旨・目的	<p>近年、環境意識の高まり等を背景に、木材生産の場としてだけでなく、環境教育や森づくり活動の体験の場、積極的な健康づくりの場などの新たな利用の場としての森林の役割に対する国民の要請が高まっている。</p> <p>このような多様化・高度化する国民の要請に応えた森林空間を創出するため、森林環境教育促進の観点、健康づくりの観点、里山林整備の観点から、地域の実情に応じた望ましい森林空間の整備を推進することとする。</p>
概要	<p>(1)全体計画調査：林地・森林生態系の保全の観点等から、調査を実施</p> <p>(2)森林環境教育促進整備：教育関連施設の周辺において、森林環境教育のフィールドの提供を目的とした森林整備や環境教育促進施設の整備</p> <p>(3)森林健康促進整備：医療施設等の周辺において、これらの施設と連携を図った森林整備や健康増進広場、簡易な健康促進施設等の整備</p> <p>(4)里山林機能強化整備：集落周辺の里山林において、公益的機能の高度発揮を図る森林整備や耕作放棄地等の林地化に必要な土壤条件の改良</p> <p>(5)用地等取得：事業実施を目的とした用地等取得</p>
実施主体	都道府県、市町村
補助率	<p>森林空間整備等：1／2</p> <p>用地等取得：1／3</p> <p>森林管理道開設：基本補助率 45/100 (間伐等の目的で開設されるものは 50/100)</p> <p>林道改良：30/100, 50/100</p>
事業実施期間	—
平成20度 予算額	83,000千円
要綱・要領等	森林環境保全整備事業実施要綱 森林環境保全整備事業実施要領
担当部局等	林野庁森林整備部整備課造林事業班 TEL 03-3591-5893

事業名	里山林再生総合対策
趣旨・目的	森林整備事業及び治山事業をはじめ、NPO等の多様な主体の参加による森林づくりや多様な利用活動、竹材の積極的な利用の推進等により、里山林の再生・整備を総合的に推進し、生物多様性の保全及び国土・生活環境の保全、地球温暖化の防止に資する。
概要	<p>事業内容</p> <p>(1) 森林整備事業 ボランティア、NPO等の多様な主体の参加による居住地周辺の里山林の整備を積極的に推進。</p> <p>(2) 治山事業 里山林の水土保全機能、生活環境保全機能の強化を図るための森林の整備、防災・灌水施設の設置、作業施設の設置等を実施。</p> <p>(3) 地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業 身近な森林の整備活動に国民が参加する機会を提供し、また、森林ボランティア活動の定着を図るため、NPO等の企画立案支援などを実施し、企業の森づくり活動をはじめとする森林ボランティア活動を推進。</p> <p>(4) 上下流連携いきいき流域プロジェクト 森林所有者と利用者との里山林利用協定等の締結の促進、利用活動の立上げ支援等を通じ、里山林等での多様な利用活動を推進。</p> <p>(5) 森林・林業・木材産業づくり交付金 竹の進入による荒廃している里山林の整備に伴い伐採・搬出された竹の有効利用を図るため、新たな用途に必要な竹材加工施設の整備等を実施。</p>
実施主体	都道府県、市町村、森林組合、NPO、森林所有者等
補助率	50/100、1/2、定額
事業実施期間	平成16年度～
平成20年度 予算額	22,811,874千円の内数
要綱・要領等	森林・林業・木材産業づくり交付金実施要綱 森林・林業・木材産業づくり交付金実施要領 森林整備・保全推進事業実施要綱 等
担当部局等	林野庁森林整備部計画課森林総合利用推進班 TEL 03-3502-0048

事業名	里山エリア再生交付金
趣旨・目的	<p>森林の有する多面的な機能の維持増進を図るためにには、森林整備を支える林業就労者の多くが居住する山村地域を活性化するとともに、花粉発生源対策、竹侵入対策、耕作放棄地対策、野生鳥獣害への対策等里山エリアが抱える課題に対応しつつ、山村と都市の共生対流を図り、快適な居住環境を広く創出する必要がある。</p> <p>このため、これらの課題に柔軟に対応するため、居住地周辺の森林、居住基盤に関する整備を地域の創造力を活かして総合的に実施し、個性的で魅力ある里山エリアの再生を支援する。</p>
概要	<p>事業内容</p> <p>(1) 居住地森林環境整備 (居住地周辺の森林整備、鳥獣害防止施設等整備 等)</p> <p>(2) 居住環境基盤整備 (用排水施設整備、集落内防災安全施設整備 等)</p> <p>(3) 地域創造型整備 (実施主体が提案する地域の創造力を活かした整備)</p> <div style="background-color: #e0f2e0; padding: 10px; text-align: center;"> <p>個性的で魅力ある里山エリアの再生</p> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; margin-bottom: 10px;"> 居住地森林環境の整備 居住環境基盤の整備 地域の創造力を活かした整備 </div>  <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="background-color: #f0f0f0; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;"> 居住地周辺の森林整備 雄花の多いスギ林の抜き伐り 耕作放棄地等における森林整備 </div> <div style="background-color: #f0f0f0; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;"> 竹の侵入防止対策 生活環境の改善 都市と山村の交流促進のための施設整備 </div> </div> </div>
実施主体	都道府県、市町村、森林組合 等
補助率	居住地森林環境整備：3／10等 居住環境基盤整備等：基本補助率50／100
事業実施期間	一
平成20年度予算額	9,900,000千円
要綱・要領等	里山エリア再生交付金実施要綱 里山エリア再生交付金実施要領
担当部局等	林野庁森林整備部整備課林道事業班 TEL 03-3502-8064

水－1

事業名	漁村再生交付金
趣旨・目的	地域の創意工夫を活かし、地域の既存ストックの有効活用等を通じた生産基盤と生活環境施設の効率的な整備を行うことにより、漁村の再生を支援する。
概要	<p>現行の水産業の生産基盤（漁港施設及び漁場）及び生活環境施設の整備に加え、事業実施主体が提案する地域の創造力を活かし、漁村の再生に必要な整備を実施。</p> <p>1. 漁港施設整備（外郭施設、水域施設、係留施設、輸送施設、漁港施設用地） ※（利用調整上必要な、船舶以外の船舶の利用に供するものを含む）</p> <p>2. 漁場造成（魚礁、増殖場、養殖場）</p> <p>3. 漁場環境保全（漁場公害防止対策、環境保全創造）</p> <p>4. 漁港水域環境保全（漁港公害防止対策、水域環境保全）</p> <p>5. 漁港環境施設整備（植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設並びにこれらの施設及びゴミ処理施設の整備に必要な用地の造成）</p> <p>6. 漁業集落環境施設整備（漁業集落道、水産飲雜用水施設、漁業集落排水施設、防災安全施設、緑地・広場施設、土地利用高度化再編整備、地域資源利活用基盤施設、用地整備）</p> <p>7. 地域創造型整備（事業実施主体が提案する地域の創造力を活かし、漁村の再生に必要な整備（社会実験に限る。ただし、提案に係る整備は総事業費の10%以内。））</p>
実施主体	都道府県、市町村
補助率	1/2（但し北海道、離島60/100、奄美、沖縄75/100）
事業実施期間	平成17年度～
平成20年度 予算額	7,746,000千円
要綱・要領等 (入手先)	漁村再生交付金実施要領 漁村再生交付金実施要領の運用 (下記担当への問い合わせ)
担当部局等	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 漁村企画班 TEL:03-3502-8111(内6905)

事業名	漁港環境整備事業
趣旨・目的	漁港の環境向上に必要な施設を整備し、漁港の景観の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成し、併せて作業の効率、安全性の向上等に資する。
概要	漁港区域内において、植栽、休憩所、運動施設、親水施設、安全情報伝達施設等漁港の環境向上に必要な施設の整備。
実施主体	都道府県、市町村
補助率	1/2
事業実施期間	昭和55年度～
平成20年度 予算額	749,000千円
要綱・要領等 (入手先)	漁港環境整備事業実施要領 漁港環境整備事業実施要領の運用 (下記担当への問い合わせ)
担当部局等	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 漁村企画班 TEL:03-3502-8111(内6905)

事業名	いきいき・海の子・浜づくり
趣旨・目的	文部科学省と海岸省庁（農林水産省・国土交通省）が連携して、安全で良好な自然・景観を有する海岸空間の形成を図るとともに、青少年等が海辺における自然・社会教育活動等を安全に楽しめ、また、都市・農漁村及び世代間の交流の場となる海岸づくりを推進。
概要	<p>（1）海岸事業では、海岸保全に併せて以下に示す機能を持つ施設の整備を実施する。</p> <p>①緩傾斜堤やスロープ、安全情報伝達施設の設置等、利用及び避難しやすい海岸づくりのための施設整備</p> <p>②人工磯の設置や潜堤・人工リーフ等による良好な自然・景観を有する静穏海域の形成など、自然体験の場を創出するための施設整備</p> <p>（2）文部科学省では、学校教育や社会教育における体験活動の一環として海岸の積極的な活用が図られるよう、豊かな体験活動推進事業、青少年長期自然体験活動推進事業などのソフト事業を推進する。</p>
実施主体	国、地方公共団体 等
補助率	1／2 等
事業実施期間	平成9年度～
平成20年度 予算額	17,000千円
要綱・要領等 (入手先)	いきいき・海の子・浜づくりの実施について (下記担当への問い合わせ)
担当部局等	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 海岸班海岸計画係 TEL:03-3502-5304

事業名	漁業集落環境整備事業
趣旨・目的	漁港の背後の漁業集落等における生活環境の改善や漁村の活性化等を図るため、環境整備を実施することにより、水産業及び漁村の健全な発展に資する。
概要	漁業集落において、衛生関連施設整備（漁業集落排水施設整備、水産飲雜用水施設整備、地域資源利活用基盤施設整備、用地整備等）及び防災関連施設整備（漁業集落道整備、防災安全施設整備、緑地・広場施設整備、土地利用高度化再編整備、用地整備等）を実施。
実施主体	都道府県、市町村
補助率	1/2（沖縄55/100） ※地域資源利活用基盤施設整備における堆肥化施設については1/3
事業実施期間	昭和53年度～
平成20年度 予算額	6,085,000千円
要綱・要領等 (入手先)	漁業集落環境整備事業実施要領 漁業集落環境整備事業実施要領の運用 (下記担当への問い合わせ)
担当部局等	水産庁 漁港漁場整備部防災漁村課 漁村企画班 TEL:03-3502-8111(内6905)

事業名	漁村地域力向上事業
趣旨・目的	地域の特性をいかした活力ある漁村づくりを進めるため、地域資源を活用した新たな産業構造の形成や都市と漁村の共生・対流の推進などをテーマに、地域の意欲的で先導的な取組を公募・支援する。あわせて、取組成果の全国への普及など地域の挑戦を可能とする環境整備を実施し漁村の地域力の向上を図る。
概要	<p>事業内容</p> <p>(1) 活力ある漁村づくり促進事業（委託事業）</p> <p>①立ちあがる地域への協力活動 モデル事業の実施に対する指導・助言</p> <p>②自ら考え行動するための環境整備 人材育成及び人材活用に関する情報の整備と提供</p> <p>③定住・二地域居住の推進 これまでの定住等対策の取組に加え、よりステップアップした手法の導入の検討を実施する。</p> <p>④漁村づくりモデル普及</p> <p>(2) 活力ある漁村づくりモデル育成事業（補助事業）</p> <p>①漁村活性化育成モデル 地域の特性を活かした活力ある漁村づくりを進めるため、提案公募により先進的な地域ぐるみの取組を選定し、モデル事業の実施等に対する支援を行う。</p> <p>②地域再生・活性化育成モデル 過疎化が進んでいる地域において、若年層の流出防止やUJ Iターンの推進等の過疎対策の取組を誘発するため、提案公募により先進的な取組を選定し、モデル事業の実施等に対する支援を行う。</p>
実施主体	民間団体 (2) ②については、過疎法に基づく過疎地域に限る。
補助率	(1) 委託、(2) ①1/2、②定額
事業実施期間	平成19年度～平成23年度
平成20年度 予算額	102,500千円
要綱・要領等 (入手先)	水産関係民間団体事業費補助金実施要領 水産関係民間団体事業費補助金交付要綱 (下記担当への問い合わせ)
担当部局等	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 TEL:03-3502-8111(内6905)

総一 1

事業名	地域間交流施設整備事業
趣旨・目的	<p>過疎地域は定住人口が減少する一方、自然、文化、歴史、景観などの面において、優れた地域資源を有している。また、国民の意識の変化により、ゆとりある生活に対する欲求、自然環境への関心が、都市部の住民を中心にはますます高まっている。</p> <p>このような状況の中で、過疎地域における自然、文化といった地域資源を活かした人・文化・情報等の交流を図ることは、国民の求めるところであるとともに、過疎地域の活性化を促し、地域の自立促進に資するものである。本事業は、このような地域間交流を図るための宿泊施設・スポーツレクレーション施設・交流住宅団地等の整備に要する費用に対して補助するものである。</p>
概要	<p>事業内容</p> <p>以下の A から D までに掲げるタイプ分けされた施設のうち、地域資源を有効活用し、地域間交流を促進するための遊休施設の活用による施設整備及び既存施設の増改築（「遊休活用等」）または新規の施設整備に要する経費に対して補助する。</p> <p>●補助対象限度額（1市町村あたり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ A タイプ（宿泊施設） 315,000千円 ・ B タイプ（スポーツレクリエーション施設、健康増進回復施設） 157,500千円 ・ C タイプ（資料展示施設、教育文化施設、地域文化・芸能体験施設） 157,500千円 ・ D タイプ（交流住宅団地） 1戸あたり 3,877千円 <p>なお、広域的又は多角的活用を促進し、施設の機能をより一層高めるために、補助対象施設の機能を拡張する以下の a から e までに掲げる、一つないし複数の附帯施設を併せて整備する場合、A から D までのタイプ別に当該補助対象限度額を 2 割増とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ a メニュー アトリエ、ギャラリー整備 ・ b メニュー テナント店舗整備（物販施設、体験工房等） ・ c メニュー 景観施設整備（案内板、誘導路、照明等） ・ d メニュー 情報通信設備（パソコン・タッチパネル等通信端末を含む） ・ e メニュー その他、本体施設の機能を拡張するために必要不可欠と認められる施設
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎地城市町村 ・構成市町村の半数以上が過疎地城市町村である広域市町村圏の一部事務組合等
補助率	1/3 以内
事業実施期間	2カ年度以内
平成 20 年度 予算額	305,892千円
要綱・要領等	地域間交流施設整備事業費補助金交付要綱
担当部局等	総務省自治行政局地域振興課過疎対策室 TEL 03-5253-5111 (内5536)

総－2－①

事業名	情報通信格差是正事業 (民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業)
趣旨・目的	民放テレビ放送の難視聴解消を図るために、市町村が難視聴等解消施設を設置する場合、国が所用経費の一部を補助することにより情報通信格差の是正を図る。
概要	民放テレビ放送が1波も良好に受信できない地域（難視聴地域）において、その解消のための施設を整備する市町村に対して、所用経費の一部を補助する。 ○民放テレビ放送難視聴解消施設整備事業
実施主体	市町村
補助率	1／3、1／4
事業実施期間	
平成20年度 予算額	31百万円
要綱・要領等	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱
担当部局等	総務省情報通信政策局地上放送課 TEL03-5253-5111（内5793）

総一 2 - ②

事業名	情報通信格差是正事業 (地域インターネット基盤施設整備事業)
趣旨・目的	地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。
概要	<p>事業内容</p> <p>学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。</p> <p>(概要図)</p>
実施主体	都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体
補助率	<p>① 離島の場合 2 / 3</p> <p>② 都道府県、市町村単独の場合及び都道府県、政令市、中核市から成る連携主体の場合 1 / 3</p> <p>③ ①②以外の連携主体、合併市町村（ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。）の場合及び沖縄県、沖縄県内の市町村 1 / 2</p> <p>④ 第三セクターの場合 1 / 4</p>
事業実施期間	単年度
平成20年度予算額	3,365百万円
要綱・要領等	情報通信格差是正事業費補助金交付要綱
担当部局等	総務省 情報通信政策局 地方情報化推進室 TEL 03-5253-5111 (内5757)

総一 3

事 業 名	地域情報通信基盤整備推進交付金		
趣 旨 ・ 目 的	地域の特性に応じた情報通信基盤の整備を支援し、地域間の情報格差（デジタルディバイド）を是正することにより、地域住民の生活の向上及び地域経済の活性化を図る。		
概 要	<p>サービスの種別による事業の区分を廃し、ケーブルテレビ、ADSL、FWAなど地域間の情報格差是正に必要となる施設を幅広く支援の対象とすることにより、地域の柔軟かつ効率的なICT基盤整備を推進する。</p> <p>(概要図)</p> <p>地域の知恵と工夫を活かしつつ、柔軟かつ効率的な情報格差の解消を推進</p>		
実 施 主 体 (実施地域)	市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携主体		
補 助 率	<p>① 条件不利地域（過疎、辺地、離島（奄美及び小笠原を含む。）、半島、山村、豪雪及び沖縄県のこれらに類する地域）に該当する市町村 1／3</p> <p>② ①を含む合併市町村又は連携主体（合併が行なわれた日の属する年度及びこれに続く3年度に限り交付対象とする） 1／3</p> <p>③ 第3セクター法人 1／4</p>		
事業実施期間	単年度		
平成20年度 予 算 額	6,200百万円		
要綱・要領等	地域情報通信基盤整備推進交付金交付要綱		
担当部局等	総務省情報通信政策局地域通信振興課地方情報化推進室 TEL 03-5253-5111 (内5757)		

総-4-①

事業名	無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業)
趣旨・目的	携帯電話等は国民生活に不可欠なサービスとなりつつあるが、地理的な条件や事業採算上の問題により利用することが困難な地域があり、それらの地域において携帯電話等を利用可能とし、普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。
概要	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）において、市町村が携帯電話等の基地局施設（鉄塔、無線設備等）を整備する場合や、公益法人が基地局の開設に必要な伝送路施設（光ファイバ等）を整備する場合に、当該基地局施設や伝送路の整備費用に対して補助金を交付します。 補助率：1／2（世帯数が100未満の場合2／3）
実施主体	地方自治体または公益法人
補助率	1／2（世帯数が100未満の場合2／3）
事業実施期間	単年度
平成20年度 予算額	5,880百万円
要綱・要領等	電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱
担当部局等	総務省総合通信基盤局電波部移動通信課 TEL 03-5253-5111（内5894）

総一4-②

事業名	無線システム普及支援事業（地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業）
趣旨・目的	地上放送のデジタル化の達成に必要な送受信環境の整備を通じ、2011年のデジタル完全移行を確実なものとし、もって電波の有効かつ公平な利用を確保する。
概要	<p>事業内容</p> <p>① デジタルテレビ中継局の整備支援 条件不利地域において放送事業者が自効建設困難な地上デジタルテレビ中継局の整備を行う者に対して、国がその整備費用の一部を補助。</p> <p>② 共聴施設の整備支援 山間部等において地上デジタルテレビ放送を受信するために共聴施設を整備する者に対して国がその整備費用の一部を補助。</p> <p>※ これらの他に、地方公共団体が実施主体ではないがデジタル混信対策、デジタル受信相談体制の整備がある。</p>
実施主体 (実施地域)	<p>① 都道府県、市町村、公益法人又は放送事業者 (条件不利地域のみ。)</p> <p>② 市町村又は共聴組合</p>
補助率	1/2 (②のうち有線共聴施設の場合は、各世帯当たりの費用が3万5千円を超える場合が補助対象。)
事業実施期間	単年度
平成20年度 予算額	5,190百万円
要綱・要領等	電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱
担当部局等	<p>総務省情報通信政策局</p> <p>① 地上放送課 TEL 03-5253-5111 (内5791)</p> <p>② デジタル放送受信推進室 TEL 03-5253-5111 (内5949)</p>

総一5

事業名	電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成									
趣旨・目的	2010年度までにブロードバンド基盤の全国整備等を図るため、電気通信事業者等が実施する加入者系光ファイバ網等の基盤整備事業のための資金の借入れに対し、電気通信基盤充実臨時措置法（基盤法）に基づき利子助成を実施。									
概要	<p>高度通信施設等の整備のために対象設備の取得に必要な資金の借入れを行う場合、日本政策投資銀行から低利融資（高度デジタル特利融資）を受けることができ、また、当該低利融資を受ける場合、その利払いに充てる費用の一部について、独立行政法人情報通信研究機構（NICT）から利子助成金を交付（※）。</p> <p>※ 平成20年10月からの日本政策投資銀行の民営化に伴い、本助成制度の改正を検討中。</p> <p>【利子助成対象設備】</p> <p>① 高度通信施設整備事業 端末系光幹線路、端末系光端局装置、光端末回線装置、デジタル加入者回線多重化装置、デジタル加入者回線信号分離装置、加入者系無線アクセス通信用無線設備、ケーブルモデム</p> <p>② 高度有線テレビジョン放送施設整備事業 光幹線路、デジタル送信用光伝送装置、受信用光伝送装置</p>									
実施主体	基盤法に基づく認定を受けた電気通信事業者等									
補助率 (利子助成幅)	<p>① 利子助成幅：最大2.0%</p> <p>② 下限金利（利子助成後の金利）</p> <table> <thead> <tr> <th></th> <th>融資当初5年間</th> <th>6年目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・振興山村等条件不利地域（※1）</td> <td>1.6%（※2）</td> <td>2.1%</td> </tr> <tr> <td>・その他の地域</td> <td>2.0%</td> <td>2.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 過疎、辺地、離島、半島、振興山村、特定農山村及び豪雪地帯のいづれかの地域</p> <p>※2 当該融資が行われた日において、償還期間、据置期間及び償還方法が当該融資に相当する財政融資資金貸付の金利が1.6%を下回る場合は、当該財政融資資金貸付の金利とする。</p>		融資当初5年間	6年目以降	・振興山村等条件不利地域（※1）	1.6%（※2）	2.1%	・その他の地域	2.0%	2.5%
	融資当初5年間	6年目以降								
・振興山村等条件不利地域（※1）	1.6%（※2）	2.1%								
・その他の地域	2.0%	2.5%								
事業実施期間	対象融資の償還期間（15年以内）の範囲内									
平成20年度 予算額	独立行政法人情報通信研究機関（NICT）から利子助成金を交付									
要綱・要領等	施設整備事業を推進するための基本的な指針（平成三年六月一日郵政省労働省告示第一号）									
担当部局等	総務省総合通信基盤局電気通信事業部高度通信網振興課 TEL 03-5253-5111（内5866）									

総一6

事業名	地域ICT利活用モデル構築事業
趣旨・目的	地域経済の活性化や少子高齢化への対応、地域コミュニティの再生や安心・安全の確保等、地域の具体的提案に基づき設定された課題について、ICTの利活用を通じてその解決を促進するための取組を委託事業として実施することにより、地域のユビキタスネット化とその成果を踏まえたICT利活用の普及促進を図る。
概要	<p>事業内容</p> <p>地方公共団体等に対し、ICTの利活用による地域課題の解決や住民の利便性の向上に資する汎用的なICT利活用モデルの構築（企画、設計、開発等）を委託する。</p> <p>委託先は、モデルの構築後その成果物を国に提出し、国はその成果物を必要に応じて他の団体に提供することにより、モデルの全国展開を図る。</p> <p>（概要図）</p>
実施主体	都道府県、市区町村
補助率 (利子助成幅)	—
事業実施期間	3年間
平成20年度 予算額	1,800百万円
要綱・要領等	—
担当部局等	情報通信政策局 地域通信振興課 TEL 03-5253-5111(内 5756)

総一7-①

事業名	過疎地域集落等整備事業費補助金のうち 過疎地域集落再編整備事業
趣旨・目的	人口の著しい減少及び高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落又は基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居について、基礎的な集落等への移転事業及び季節居住団地整備を行う。また、地域の若者や都市部からのU J I ターン者等を含めた定住を促進するため、基幹的な集落等において定住促進団地整備を行う。
概要	<p>事業内容</p> <p>1 集落等移転事業 基礎的条件が著しく低下した集落又は孤立散在する住居を基幹的な集落等に移転させるために必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>2 定住促進団地整備事業 地域における定住を促進するため、基幹的な集落等に住宅団地を造成するために必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>3 季節居住団地整備事業 漸進的な集落移転を誘導するための季節居住団地を造成するるために必要な経費に対して補助を行う。</p> <p>4 定住促進空き家活用事業 地域の空き家を活用し、地域における定住を促進するための、空き家の改修に必要な経費に対して補助を行う。</p>
実施主体	過疎地城市町村
補助率	1／2以内
事業実施期間	2カ年度以内
平成20年度 予算額	190,703千円
要綱・要領等	過疎地域集落等整備事業費補助金交付要綱
担当部局等	総務省自治行政局地域振興課過疎対策室 TEL 03-5253-5111 (内5536)

事業名	過疎地域集落等整備事業費補助金のうち 過疎地域等自立活性化推進事業
趣旨・目的	過疎地域においては、人口減少と少子・高齢化の一層の進行、地域産業の衰退、医師不足、維持が困難な集落の増加といった課題に直面している。このような厳しい現状を踏まえ、空き家活用等によるU・Iターン者対策、集落の活性化、生活のための身近な「足」の確保（地域内交通対策）など、過疎地域において緊急に講ずべき対策に対して支援を行う。
概要	過疎地域における喫緊の諸課題に対応するための事業に対する助成 ①空き家を活用したU・Iターン者対策 ②集落の活性化対策 ③地域内交通対策 ④コミュニティビジネスの育成 ⑤交流居住プログラムの実施 等
実施主体	都道府県 過疎地城市町村 構成市町村の半数以上が過疎地城市町村である広域市町村圏の一部事務組合等
補助率	1／2以内
事業実施期間	単年度
平成20年度 予算額	55,125千円
要綱・要領等	過疎地域集落等整備事業費補助金交付要綱
担当部局等	総務省自治行政局地域振興課過疎対策室 TEL 03-5253-5111 (内5536)

文－1

事業名	豊かな体験活動推進事業
趣旨・目的	児童生徒の豊かな人間性や社会性を育むため、農山漁村での宿泊体験活動をはじめとして、自然の中での長期宿泊体験活動や社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を全国に普及させることにより、小・中・高等学校等における豊かな体験活動を推進を図る。
概要	<p>事業内容</p> <p>① 児童生徒の輝く心育成事業～ふれあい応援プロジェクト～ 小・中学校を指定し、命の大切さを学ばせる体験活動を実施（6校）</p> <p>② 高校生の社会奉仕活動推進校 高等学校等を指定し、社会奉仕体験活動を実施（6校）</p> <p>③ 農山漁村におけるふるさと生活体験推進校 小学校等を指定し、農山漁村において一週間程度の宿泊体験活動を実施（235校）</p> <p>※ 文部科学省・農林水産省・総務省の3省が連携した「子ども農山漁村交流プロジェクト」として実施。平成20年度は、農林水産省が指定する受入モデル地域と連携し、小学生の農山漁村での長期宿泊体験をモデル的に実施する。</p> <p>④ 学校における人間力向上のための長期宿泊体験活動推進プロジェクト～仲間と学ぶ宿泊体験教室～ 小・中・高等学校を指定し、集団宿泊活動を通じて様々な体験活動を実施（6校）</p> <p>各地域に設置する体験活動推進協議会やブロックごとに開催する交流会等により、モデル校における上記の取組の成果を全国に普及する。</p>
実施主体	都道府県・政令指定都市教育委員会等
補助率	委託費
事業実施期間	平成14年度～
平成20年度 予算額	1,012,078千円
担当部局等	文部科学省初等中等教育局児童生徒課 TEL 03-6734-3298

文－2

事業名	青少年体験活動総合プラン (平成19年度までの「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」と「青少年の意欲向上・自立支援事業」を統合)
趣旨・目的	次代を担う自立した青少年の育成を図るため、小学校における自然体験活動の指導者養成等必要な支援に取り組むとともに、都市と農山漁村の青少年が相互に交流する事業、省庁連携による地域ネットワーク型の体験活動、廃校を活用した生活体験の事業等、体験活動の機会や場を開拓する取組を推進する。
概要	<p>（1）小学校長期自然体験活動支援プロジェクト</p> <p>①自然体験活動指導者養成事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校が実施する1週間の自然体験活動を支援するため、全体指導者と補助指導者を養成する。 <p>②小学校自然体験活動プログラム開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校が実施する1週間の自然体験活動を充実するため、青少年教育施設や青少年団体、民間自然学校等が行う特色あるプログラム開発を推進する。 <p>（2）青少年の課題に対応した体験活動推進プロジェクト</p> <p>①意欲を育む自然体験推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立に支援を要する青少年の体験活動、青少年の発達段階に応じた自然体験や、今後必要とされる指導者の在り方などについて、調査研究を実施する。 <p>②多様な場を活用した生活体験推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市と農山漁村の青少年が相互に交流する事業や、関係省庁の連携による地域ネットワーク型の体験活動、廃校を活用した生活体験の事業等、体験活動の機会や場を開拓する。
実施主体	都道府県・政令指定都市教育委員会 等
補助率	委託費
事業実施期間	平成20年度～
平成20年度 予算額	264,353千円
要綱・要領等	青少年体験活動総合プラン委託要綱 青少年体験活動総合プラン委託要領
担当部局等	文部科学省スポーツ・青少年局青少年課事業係 TEL 03-6734-2056

文－3

事業名	ふるさと文化再興事業
趣旨・目的	地域において守り伝えられてきた祭礼行事、民俗芸能、伝統工芸等の個性豊かな伝統文化の継承・発展を図るため、伝統文化保存団体等が実施する伝統文化の保存・活用のための事業を支援する。
概要	地域の伝統文化の一体的・総合的な保存・活用のためのマスタープランを策定し、これに基づき、伝統文化保存団体等が実施する伝承者等の養成、用具等の整備、映像記録等の作成など伝統文化の継承・発展のための事業を支援する。
採択要件	都道府県が策定するマスタープランに基づき伝統文化保存団体等が行う事業を採択する。
実施主体	地域の伝統文化の保存・活用を図ることを主たる目的とする団体
事業実施期間	1年以内
平成20年度 予算額	501,658千円
担当部局等	文化庁文化財部伝統文化課 TEL03-5253-4111(内線2871)

文－4

事業名	伝統文化こども教室事業
趣旨・目的	次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する事業などを行う。
概要	次代を担う子どもたちに対し、土・日曜日などにおいて、学校、文化施設等を拠点とし、民俗芸能、工芸技術、邦楽、日本舞踊、武道、茶道、華道などを計画的、継続的に体験・修得できる機会を提供する。
採択要件	文化庁から委託された団体が、事業計画を募集し、選考委員会により選定する。
実施主体	本事業を実施するために必要な基盤を有する組織・団体
事業実施期間	1年以内
平成20年度 予算額	1,994,468千円
担当部局等	文化庁文化財部伝統文化課 TEL03-5253-4111(内線2871)

文－5

事業名	重要文化的景観保護推進事業
趣旨・目的	<p>人と自然の関わりの中で形作られた文化的景観には、我が国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであるが、近年の開発、過疎化等により急速に消滅しつつある。</p> <p>このため、都道府県又は市町村が行う修理や管理など保存のために必要な措置に支援することで、適切な保存と確実な継承を推進する。</p>
概要	<p>都道府県又は市町村が文化的景観の保存活用のために行う事業に対し支援する。</p> <p>① 文化的景観の歴史的変遷、自然的環境及び生業・生活等の調査事業</p> <p>② 重要文化的景観の選定に向けた保存計画策定事業</p> <p>③ 重要文化的景観の構成要素となる物件の復旧修理及び修景等の整備事業</p> <p>④ 地域住民等が参加する勉強会や公開講座等の普及・啓発事業</p>
実施主体	地方公共団体
補助率	50%
事業実施期間	平成17年度～
平成20年度 予算額	80,000千円
要綱・要領等	
担当部局等	文化庁文化財部記念物課企画調整係 TEL 03-6734-2876

厚一 1

事業名	長期休暇の普及促進
趣旨・目的	労働時間、休日、休暇等の設定を、労働者の健康と生活に配慮した多様な働き方に対応したものへ改善していくことが重要な観点から、労働時間等設定改善法に基づき、計画的付与制度の普及等による年次有給休暇の取得促進に重点を置いた労働時間等の設定の改善に係る取組を推進する。
概要	<p>事業内容</p> <p>1 労働時間等設定改善推進助成金の支給 労働時間等の設定の改善（年次有給休暇の計画的付与制度の導入又は連続休暇の取得促進等）を団体的取組として行う中小企業団体に対し助成を行う。</p> <p>2 仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウムの開催 事業主等に対する仕事と生活の調和に資する働き方の普及に向けた意識啓発のため、シンポジウムを開催し社会的気運の醸成を図る。</p>
実施主体	民間団体
事業実施期間	平成18年度～
平成20年度 予算額	554,611千円
要綱・要領等	労働時間等設定改善推進助成金支給要領、仕事と生活の調和のとれた働き方の普及促進に関するシンポジウム開催要綱
担当部局等	厚生労働省労働基準局勤労者生活部企画課 TEL 03-3502-1599

厚－2

事業名	ワークシェアリングの推進
趣旨・目的	少子高齢化、経済・産業構造の変化などが急速に進展する中で、これまでの働き方やライフスタイルを見直し、多様な働き方が可能となるような社会の実現が求められているため、多様就業型ワークシェアリングの積極的な導入を推進する。
概要	公正な待遇と長期雇用が保障された「短時間正社員制度」について、企業が実際に導入に向けた検討を行うことができるよう、具体的制度内容の理解を促進するための総合的な取組を実施する。
実施主体	厚生労働省
事業実施期間	平成20年度～
平成20年度 予算額	39,498千円
要綱・要領等	
担当部局等	厚生労働省政策統括官付労働政策担当参事官室 TEL 03-3502-6726 厚生労働省雇用均等・児童家庭局短時間・在宅労働課 TEL 03-3595-3273

厚一3

事業名	リウマチ・アレルギー対策	
趣旨・目的	<p>リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等の免疫アレルギー疾患を有する患者は、国民の30パーセントにのぼるといわれており、放置できない重要な問題になっている。このため、それぞれの研究事業を行うとともに、行政機関及び国民に対し適切な予防方法及び治療方法の普及啓発に努める。</p>	
概要	事業内容	<p>1 免疫アレルギー疾患に関する研究等の推進 リウマチ、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、花粉症等の免疫アレルギー疾患の病因及び病態の解明、治療法等の開発に関する研究の推進を図る。</p> <p>2 免疫アレルギー疾患に関する正しい知識の普及 免疫アレルギー疾患に対する正しい情報を整理し普及すること等を目的として、疾患に関する情報の収集・整理を行うとともに、地域における相談体制を整備するため、保健師等従事者を対象とした相談員養成研修を開催しているところである。</p> <p>3 免疫アレルギー疾患に関する医療の提供 喘息死を減少させることを目的に、患者による自己管理の徹底、かかりつけ医を中心とした医療連携体制の確保を推進する。</p>
	実施主体	1、2 厚生労働省 3 都道府県
	補助率	3 1／2
	事業実施期間	1 平成20年度 2 平成20年度中 開催予定 3 平成20年度～平成21年度
平成20年度 予算額	1, 259, 706千円	
要綱・要領等	<p>1 平成20年度厚生労働科学研究費補助金公募要項 2 平成20年度リウマチ・アレルギー相談員養成研修会実施要綱 3 リウマチ・アレルギー特別対策事業実施要綱</p>	
担当部局等	厚生労働省健康局疾病対策課	TEL 03-3595-2249

事業名	農林業等就職促進支援事業
趣旨・目的	<p>近年、農業生産法人の増加に伴い、公共職業安定所における関係求人及び求職者数が増加傾向にあるとともに、最近の都市生活者の自然及び地方生活への関心の高まり等を背景に、大都市圏求職者の方への移動を含めた農林業等への就職・就業のニーズが高まっている。</p> <p>このため、きめ細かな職業相談、全国からの農業等関係求人情報の管理、農業等関係団体との連携等を実施し、大都市圏求職者の円滑な地方移動を支援し、雇用の安定を図っていく。</p> <p>また、農林水産省と連携し、失業者の希望や能力に応じ、多様な農林業等における就業及び就農等の実現を図っていく。</p> <p>さらに、農林水産省との連携により、フリーター等の若者に對し職業指導を通じて、農業で働くことについての意識の明確化を図るとともに、農業への就業を希望する者に対しては、情報提供や農業研修のあっせん等により農業への就業の支援を行う。</p>
概要	<p>事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 情報提供・職業紹介に係る体制の整備 <ol style="list-style-type: none"> ① 「就農等支援コーナー」(47か所)の的確な運営、都道府県新規就農相談センターとの情報交換、相互訪問の実施 ② 「農林業等就職相談コーナー」(3か所)の的確な運営 2 フリーター等の若者に対する農業就業の支援 <ol style="list-style-type: none"> ①自営就農支援機関等との連絡調整会議の開催 ②農業就業等に係る総合的な情報の収集・提供 ③個人ごとの状況・希望に応じた農業就業支援情報の提供 ④きめ細かな職業相談、農業研修等のあっせん、個別求人開拓の実施等 3 農林業等情報提供事業(委託事業)の実施 メールマガジンの発行、ホームページの充実
実施主体	1、2 厚生労働省 3 民間団体
事業実施期間	平成11年度～
平成20年度 予算額	36,709千円
要綱・要領等	農林業等情報提供事業(電子情報の提供)実施要領(3に關してのみ。)
担当部局等	厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室 TEL 03-3502-6776

厚一 5

事業名	地域雇用創造推進事業
趣旨・目的	雇用情勢が厳しい中で雇用創出に向けた地域の意欲が高い地域（自発雇用創造地域）の協議会から提案された雇用対策の事業の中から、コンテスト方式により雇用創造効果が高いものを選抜し、支援を行う。
概要	地域再生計画や各府省の支援メニュー、地方自治体における産業振興施策との連携の下に、自発雇用創造地域による自主性・創意工夫ある地域の雇用創造にかかる取組を促進するため、自発雇用創造地域内の市町村、経済団体等から構成される協議会の提案により、求職者の雇用機会の創出に資する能力開発や就職促進等を内容とする事業を、当該協議会に委託して実施する。
実施主体	協議会等
事業実施期間	平成19年度～
平成20年度 予算額	4,585,040千円
要綱・要領等	「地域雇用創造推進事業実施要領」
担当部局等	厚生労働省職業安定局地域雇用対策室 TEL 03-3593-2580

事業名	地域雇用開発助成金等
趣旨・目的	地域雇用開発促進法に基づく雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域において、創業への支援も含め、事業所の設置・整備に伴い地域の求職者を雇い入れる事業主等に対して助成する。
概要	<p>以下の奨励金を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用開発奨励金 雇用開発促進地域その他の雇用開発が必要な地域における事業所の設置・整備及び地域求職者等の雇入れを支援。 ・中核人材活用奨励金 雇用開発促進地域における中核人材の受け入れ及び地域求職者の雇入れを支援。 ・沖縄若年者雇用促進奨励金 沖縄県の区域内に居住する35歳未満の求職者の雇入れを支援。 ・地方再生中小企業創業助成金 雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域における創業にかかる創業経費及び雇入れを支援。
実施主体	厚生労働省
事業実施期間	平成19年度～
平成20年度 予算額	5,600,055千円
要綱・要領等	地域雇用開発助成金支給要領
担当部局等	厚生労働省職業安定局地域雇用対策室 TEL 03-3593-2580

事業名	地方就職等支援事業
趣旨・目的	<p>近年の都市生活者の地方生活への関心の高まりに対応し、また、地方における人材不足の解消を図るため、引き続き、地方就職希望者に対する相談・援助や広域職業紹介等を実施することにより人材の地方への移動促進を図る。</p> <p>また、団塊世代の高齢化に伴いU・Iターンにより就業や起業を目指す高年齢者が増加することが見込まれることも踏まえ、地方の就職や起業に資する幅広い情報提供や、きめ細かな相談・援助等による受入地域の環境整備を行うなど、事業内容を充実・強化し、「地方就職等支援事業」として実施する。</p>
概要	<p>事業内容</p> <p>1 地方就職支援コーナーの設置 これまでの地方就職支援センターに代わり、東京都、愛知県及び大阪府の6カ所のハローワークに地方就職支援コーナーを設置するとともに、当コーナーに配置する職業相談員（地方就職支援）による当該地域の地方就職希望者への職業相談等及び情報の提供を行う。</p> <p>2 合同面接会の開催 地方就職希望者と地方企業との合同就職面接会を開催する。</p> <p>3 NPO人材需要調査の実施</p> <p>4 地方就職支援選考会の開催</p>
実施主体	厚生労働省
事業実施期間	平成元年度～
平成20年度 予算額	105,954千円
要綱・要領等	地方就職等支援事業実施要領
担当部局等	厚生労働省職業安定局地域雇用対策室 TEL 03-3593-2580

事業名	林業雇用改善推進事業 (都市と農山漁村の共生・対流に資するものに限る。)
趣旨・目的	<p>林業労働は、その特性から季節や天候など自然の制約を受けやすいこと、林業事業主の経営基盤が脆弱であること等を背景として、不安定な雇用、他産業に比べ立ち遅れた労働条件や福祉水準等の問題を抱え、近年においては労働者の減少と高齢化が進んでいる。</p> <p>厚生労働省としては、経営改善と一体となった支援により雇用管理改善を推進するため、中央においては、林業雇用改善促進事業として、全国規模の広報・啓発、アドバイザーの資質向上を図るための研修会、職場見学会等を実施することにより、新規労働力の確保及び就業者の定着を図っていく。また、地方においては、各地域の実情を踏まえ、きめ細かな雇用改善事業を実施するため、各都道府県の林業関係者による林業雇用改善推進会議を開催する。</p>
概要	<p>事業内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 都道府県労働局において林業関係者による林業雇用改善推進会議を開催 林業雇用改善促進事業（委託事業）を実施 <ol style="list-style-type: none"> 相談・指導業務 林業雇用改善アドバイザー研修会 調査研究事業 職場見学会・職業講習会 就職ガイダンス 事業体共同説明会 広報啓発活動
実施主体	<ol style="list-style-type: none"> 厚生労働省 林業関係事業主団体等
事業実施期間	平成5年度～
平成20年度 予算額	109,121千円 (都市と農山漁村の共生・対流に資するものに限る。)
要綱・要領等	林業雇用改善促進事業運営要領（2に関してのみ。）
担当部局等	厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室 TEL 03-3502-6776

事 業 名	林業就業支援事業
趣 旨 ・ 目 的	国土保全、水資源のかん養、地球温暖化の防止等を担う森林の整備を進める上で林業労働力が必要とされている中、一方で高齢化の進展等を背景とした林業労働者の減少が続いていることから、林業労働力の確保を促進することを目的として、新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、林業作業の体験等の講習や職業相談・生活相談を実施し、林業就業に対する意識の明確化を図ることにより、林業への円滑な就業を支援する事業を実施する。
概 要	<p>新たに林業への就業を希望する求職者を対象に、林業就業に対する意識の明確化を図ることができるよう次の1から6までを内容とするおおむね20日間程度の講習等を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 林業就業に係る基本的な知識の講習 2 安全衛生講習 3 林業関係施設等の見学 4 林業作業の実地講習 5 適性診断 6 職業相談・生活相談
実 施 主 体	林業関係事業主団体等
事業実施期間	平成17年度～
平成20年度 予 算 額	332,764千円
要綱・要領等	林業就業支援事業実施要領
担当部局等	厚生労働省職業安定局雇用開発課農山村雇用対策室 TEL 03-3502-6776

経－1

事業名	電力生産地・消費地交流事業
趣旨・目的	電力生産地と電力消費地の次世代層の交流を促進する事業を展開し、電力消費地のエネルギー、とりわけ原子力への関心を醸成するとともに、電力生産地と電力消費地の相互理解を促進する。
概要	<p>「電力生産地・消費地交流事業」を実施し、参加者に対するエネルギー、とりわけ原子力の現状について理解の促進を通じ、電力生産地と電力消費地の交流を実現する。また、事業実施後の、新聞・テレビ等を通じた事後広報を複数回実施することで、参加者に限定されない広範囲への広報を行う。</p> <p>①交流学習開催時期：8月～10月</p> <p>②開催場所：(生産地) 北海道泊村(含む岩宇四町村) 新潟県柏崎刈羽地域、 福島県双葉郡、 福井県嶺南地方、 島根県松江市</p> <p>(消費地) 北海道札幌市 首都圏、 近畿圏</p> <p>③対象：開催場所の小学校高学年(4～6年生)</p> <p>④概要：消費地の参加者30名が生産地へ行き、生産地の参加者30名と交流し、原子力発電所を見学し、エネルギー、とりわけ原子力について学ぶ(一泊二日)。子供達には原子力の必要性、安全性(放射線含む)、発電所立地地域の実状について、興味を持って考えてもらうこととする。</p> <p>後日、生産地の参加者が消費地へ行き、交流し、原子力発電の国民生活への貢献について、興味を持って考えてもらう。参加者は、体験学習で学んだ事を効果的に学習出来るよう、復習・成果発表などを行う(一泊二日)。</p> <p>⑤事後広報の実施：</p> <p>広く国民各層にエネルギー、とりわけ原子力についての理解を得るため、この事業の内容等をわかりやすくまとめ、全国へマスメディア広報を行う。</p> <p>(生産地) 北海道泊村(含む岩宇四町村) …北海道文化放送による番組放映(予定) 新潟県柏崎刈羽地域 …新潟総合テレビによる番組放映(予定) 福島県双葉郡 …福島テレビによる番組放映(予定) 福井県嶺南地方 …福井テレビによる番組放映(予定)</p>

	<p>島根県松江市</p> <p>…山陰中央テレビによる番組放映（予定）</p> <p>(消費地) 北海道札幌市</p> <p>…北海道文化放送による番組放映（予定）</p> <p>首都圏</p> <p>…産経新聞東京本社版</p> <p>30段全面広告（フルカラー）</p> <p>近畿圏</p> <p>…産経新聞大阪本社版</p> <p>30段全面広告（フルカラー）</p>
実施主体	株式会社 産業経済新聞社
事業実施期間	平成20年4月中旬～平成21年1月
平成20年度 予算額	90,000千円
担当部局等	<p>経済産業省 資源エネルギー庁</p> <p>電力・ガス事業部 原子力核燃料立地・サイクル産業課</p> <p>原子力発電立地対策・広報室</p> <p>TEL 03-3501-2830</p>

経－2

事業名	中小商業活力向上事業
趣旨・目的	商店街振興組合、商工会、商工会議所等が行う中小商業の活性化の取組みで、少子高齢化、安全・安心、生産性向上、農商工連携などの課題に対応するものを支援し、中小商業の活性化を図る。
概要	<p>商店街の賑わい創出のため、商店街振興組合、商工会、商工会議所等が取り組む事業に対して補助を実施。</p> <p>補助対象は、商店街等における中小商業の活性化を図るとともに、①少子高齢化、②安心・安全（災害復旧含む。）、③環境・リサイクル、④創業・ベンチャー、⑤地域資源・農商工連携、⑥生産性向上（集客力向上、IT化、物流効率化等）のいずれかに対応した以下の事業に要する経費とする。</p> <p>（1）施設整備事業（ハード整備事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 中小小売商業振興法等の認定を受けた計画に基づき整備される施設（コミュニティホール建設・テナントミックス店舗整備など） 商店街等を取り巻く様々な社会問題に対応することにより商店街等の活性化を図るための事業（バリアフリー、環境リサイクル、防犯対応設備等） <p>（2）活性化支援事業（ソフト事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> 商店街等活性化支援 <p>コンセンサス形成事業、福祉・コミュニティビジネス事業、等の実施により、商店街等の活性化を図る事業</p> 空き店舗活用支援 <p>商店街等の空き店舗等を活用して行う、コミュニティ施設、地域農産品のアンテナショップ等を設置・運営する事業等</p>
採択要件	申請案件について、書面及び必要に応じて事業者の方などからヒアリングを実施し、事業の実施体制や事業効果、市町村との連携などを審査のうえ採否を決定。
実施主体	商店街振興組合、商工会、商工会議所、N P O 法人、社会福祉法人、その他民間事業者等
補助率	1／2
事業実施期間	平成20年4月～平成21年3月
平成20年度 予算額	2,971,500千円
担当部局等	経済産業省 中小企業庁 経営支援部 商業課 TEL 03-3501-1929

経－3

事業名	伝統的工芸ふるさと体験・交流事業
趣旨・目的	学生・社会人等が伝統工芸士の持つ技に直接触れる機会を提供することにより、技術・技法を継承する必要性の理解を促進し、伝統的工芸品産業の後継者の確保に資する。
概要	<p>伝統的工芸品産地において、都会の学生・社会人等を農山漁村に受け入れ伝統工芸士の持つ技に直接触れるための「ふるさと体験工房研修」等や伝統的工芸品体験フェアの開催等。</p> <p>また、財団法人伝統的工芸品産業振興協会発行の「伝統工芸品体験工房ガイド」を活用して、全国各地の体験工房のPRを実施。</p>
実施主体	(財) 伝統的工芸品産業振興協会
補助率	定額・2／3
事業実施期間	平成20年度
平成20年度 予算額	826,884千円の内数
要綱・要領等 (入手先)	<p>伝統的工芸ふるさと体験・交流事業実施要領</p> <p>財団法人伝統的工芸品産業振興協会 (電話番号03-5954-6033)</p>
担当部局等	経済産業省製造産業局伝統的工芸品産業室 (ダイヤルイン) 03-3501-3544

経－4

事業名	児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業
趣旨・目的	小学校・中学校・高校の授業の一環として児童・生徒が伝統工芸士等の職人に直に接する機会を設けて、日本固有の歴史や文化に対する関心・理解を高め、伝統的工芸品産業だけでなく、日本の芸術文化・伝統文化の継承・発展に貢献。
概要	<p>事業内容</p> <p>小学校・中学校・高校等に伝統工芸士を派遣して、伝統的工芸品の制作体験談や仕事について話したり、制作体験教室を開催する。</p> <p>また、財団法人伝統的工芸品産業振興協会発行の「伝統工芸品体験工房ガイド」を活用して、全国各地の体験工房のPRを実施。</p>
実施主体	(財) 伝統的工芸品産業振興協会
補助率	定額
事業実施期間	平成20年度
平成20年度 予算額	826,884千円の内数
要綱・要領等 (入手先)	<p>児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業実施要領</p> <p>財団法人伝統的工芸品産業振興協会 (電話番号03-5954-6033)</p>
担当部局等	経済産業省製造産業局伝統的工芸品産業室 (ダイヤルイン) 03-3501-3544

経－5

事業名	小規模事業者新事業全国展開支援事業
趣旨・目的	地域の小規模事業者による全国規模のマーケットを狙った新事業展開を支援するため、商工会・商工会議所等が小規模事業者と協力して取組む特産品開発等やその販路開拓に対して幅広く支援を行う。
概要	<p>①特産品開発及び販路開拓支援事業</p> <p>地域の小規模事業者等が取組む、地域の資源を生かした新たな製品等（特産品など）の開発や改良を行う事業及びその販路開拓又は普及に関する事業に対し、全国各地の商工会・商工会議所等を通じて総合的に支援を行う。</p> <p>②販路開拓等支援のための専門家派遣事業</p> <p>全国商工会連合会及び日本商工会議所が、小規模事業者が行う新製品の開発や販路開拓等を支援するため、登録された百貨店のバイヤー等の専門家をアドバイザーとして各地の商工会等に定期的に派遣する。</p> <p>③展示会・商談会開催事業</p> <p>上記の取組等をより効果的にするため、全国商工会連合会及び日本商工会議所が、百貨店やスーパーの担当者等を招いて、各地で開発された特産品等を一堂に会した商談・展示会を開催する。</p>
採択要件	①の事業に関しては、提出された提案書をもとに、地域資源の活用方法、目標、事業計画、実施体制などの項目について総合的に評価し、適当と認められるものについて、予算の範囲内において採択する。
実施主体	商工会・商工会議所等、全国商工会連合会、日本商工会議所
補助率	定額
事業実施期間	平成20年4月～平成21年3月
平成20年度 予算額	2,463,444千円
担当部局等	経済産業省中小企業庁経営支援課 TEL 03-3501-2036

経－6

事業名	地域資源活用売れる商品づくり支援事業
趣旨・目的	地域経済が自立的・持続的な成長を実現していくために、各地域の「強み」である地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、観光資源）を活用した中小企業の新商品・新サービスの開発・市場化を支援する。
概要	<p>1. 地域資源活用売れる商品づくり支援事業</p> <p>地域資源（産地の技術、地域の農林水産品、伝統文化等）を活用した新商品・新サービスの開発・販売などに取り組み、中小企業地域資源活用促進法の認定を受けた地域の中小企業者、組合等に対し、試作品開発、デザイン改良展示会出展等に係る経費の一部を補助</p> <p>2. 地域資源活用販路開拓等支援事業</p> <p>地域資源を活用した商品・サービスの販路開拓などに取り組む組合、公益法人等に対し、展示会出展等に係る経費の一部を補助</p>
採択要件	目的・意義・背景、事業計画、目標等を総合的に評価し、必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において採択する。1. については中小企業地域資源活用促進法の認定が必要。
実施主体	1. 中小企業、組合等 2. 組合、公益法人、任意グループ等
補助率	1. 2／3 2. 1／2
事業実施期間	平成20年4月～平成21年3月
平成20年度 予算額	4,700,000千円
担当部局等	経済産業省中小企業庁創業連携推進課 TEL 03-3501-1767

経－7

事業名	地域新事業創出発展基盤促進事業（コミュニティビジネス）
趣旨・目的	地域の様々な社会的課題をビジネスとして解決するコミュニティビジネス（C B）（ソーシャルビジネス（S B））を振興し、新たな雇用と所得の創出、地域活性化を実現する。
概要	<p>（1）C B／S Bの認知度向上に向けた啓発・広報及び普及活動の推進、ネットワークの構築、C B／S Bの創出・発展を促す事業環境の整備</p> <p>（2）地域新事業活性化中間支援機能強化事業 地域でC Bの起業・発展を支援できる能力ある中間支援機関を育成するために行う先進的な中間支援機関の活動を支援（先進的な中間支援機関が実施する地域の中間支援機関に対する研修・実地支援事業等への支援）</p> <p>（3）地域新事業移転促進事業 ①成功したC Bが自らのビジネスモデルを他地域へ移転するため、自らの事業ノウハウの抽出・テキスト化、他地域のC Bへの活動指導等を支援 ②農林水産関連産業の活性化を図るため、農商工連携等に資するC Bの担い手となる人材（「村おこしに燃える若者等」）を発掘・育成する取組を支援</p>
実施主体	民間団体等
補助率	（1）委託費 （2）（3）定額補助
事業実施期間	平成20年度
平成20年度 予算額	568,330千円
担当部局等	経済産業省経済産業政策局 地域経済産業グループ立地環境整備課 (ダイヤルイン) 03-3501-0645

経一 8

事業名	広域・総合観光集客サービス支援事業
趣旨・目的	国際競争力ある観光・集客サービス産業を構築し、中小企業の観光・集客サービス化による高付加価値化の達成を通じ、地域経済の活性化に貢献する。
概要	<p>観光・集客サービスの競争力向上を図るため、体験プログラムの整備等により他の地域との差別化を図るための観光・集客サービスを提供する共通基盤づくり（地域における体験ルートの整備、案内板の設置、専門ガイドの育成等）の構築に対し支援する。なお、平成20年度は、農商工連携による地産地消型の新たな観光・集客サービスの創出を重点的に推進。</p> <p>(採択要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○複数の地域にまたがる事業者連携（広域性） ○地域の特色ある産業や工場（地場産業・伝統産業等）、商店街等の幅広い事業者連携（総合性） ○事業性・戦略性 <ul style="list-style-type: none"> ・申請地域での観光・集客交流事業の問題点、課題を改善・克服していくか等のビジョンが明確になっていること ・支援対象となる3カ年の事業計画の流れが5年後を目途とする事業目標に向け明確に設定されていること 等 ○実行体制 <ul style="list-style-type: none"> ・コンソーシアム代表団体に財務・事務管理能力、その他事業を遂行する能力があること ・コンソーシアム内で、十分な協力体制が確保できているか 等
実施主体	コンソーシアム（地域横断・業種横断による企業群）
補助率	1／2
事業実施期間	平成20年4月～平成21年3月
平成20年度 予算額	376,974千円
担当部局等	経済産業省商務情報政策局サービス産業課 TEL 03-3501-1790

経－9

事業名	地域産品ＩＴ販路開拓支援事業
趣旨・目的	地域産品の生産者・製造者に対して、ＩＴを活用したネット直販システムによる販路開拓を支援する。
概要	<p>事業内容</p> <p>(1) システム構築及びポータルサイトの運営 全国共通で使用できるネット直販システムの立ち上げ及びポータルサイトの立ち上げ・運営事業</p> <p>(2) 地域サイト運営事業 (1) のシステムを活用した、地域産品直販サイト運営事業</p>
採択要件	経済産業省からの公募により、(1) や (2) の事業の委託先を決定。
実施主体	経済産業省
事業実施期間	平成20年度
平成20年度 予算額	2,300,000千円の内数
担当部局等	経済産業省商務情報政策局情報政策課 TEL 03-3501-2964

経－10

事業名	IT経営応援隊事業
趣旨・目的	情報技術（IT）を有効に利活用することにより、経営課題を解決し、生産性の向上等を図る「IT経営」の実践に取り組む、地域の中小企業や農林水産業の経営者等を支援する。
概要	国、地方自治体、中小企業支援機関、ITコーディネータ等専門家、情報サービス関連企業、金融機関等による、官民連携の支援ネットワーク「IT経営応援隊」を通じて、中小企業や農林水産業の経営者等を対象に、IT経営の実践に必要な手法を学ぶための研修会を開催するほか、それらの経営者等の参考になるようなIT経営の成功事例を収集し、情報提供を行う。 また、全国9地域に展開する「地域IT経営応援隊」により、セミナーや事例発表会の開催、個別指導の実施など、地域や産業の特性に応じたきめ細かな支援を行う。
実施主体	民間事業者等
事業実施期間	平成20年4月～平成21年3月
平成20年度 予算額	830,644千円の内数
担当部局等	経済産業省商務情報政策局情報処理振興課 TEL03-3501-2646

経－11

事業名	地域企業立地促進等補助事業
趣旨・目的	企業立地促進法に基づき、地方公共団体を始めとした地域が主体的かつ計画的に行う企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための取組を支援する。
概要	<p>1) 基本計画策定支援（地域産業活性化協議会活動支援事業） ・市町村と都道府県が地域の経済界等と連携して地域産業活性化協議会を設置し、企業立地促進法に基づく基本計画を策定するために必要な事業</p> <p>2) 企業誘致活動支援（産業立地支援事業） ・国の同意を受けた基本計画を推進するため、企業誘致等の専門家を活用した情報発信や個別の誘致活動を行う事業</p> <p>3) 企業誘致前人材育成支援（人材養成等支援事業） ・国の同意を受けた基本計画を推進するため、誘致等対象産業のニーズを踏まえ、企業立地又は事業高度化につながる地域の人材養成、セミナー等を地域の教育機関や民間企業等を活用して行う事業</p> <p>4) 企業誘致後人材育成支援（立地産業人材育成支援事業） ・都道府県の承認を受けた企業立地計画等に沿って新規立地等を行う企業の新規採用者等に対して行う研修等事業</p>
実施主体	企業立地促進法に基づき、企業立地促進等に取り組む地域産業活性化協議会（法人格を有する公益法人、商工団体、3セク等）
補助率	1)、2)、4)については、2／3補助 3)については、定額（10/10）補助
事業実施期間	平成20年度
平成20年度 予算額	3,045,570千円
担当部局等	経済産業省経済産業政策局 地域経済産業グループ立地環境整備課 (ダイヤルイン) 03-3501-0645

国－1

事業名	集落活性化推進事業
趣旨・目的	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域（過疎、山村、半島、離島、豪雪地域）において、定住人口・滞在人口の流出抑制を図るため、既存の公共施設を支援することを目的とする。
概要	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象地域 過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域 補助対象 既存の公共施設を再編・再生する事業であって、以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備及び当該施設整備と一体的な調査等。 <p>ア) 地域ストック再編事業 地域住民に対する様々な公益サービス機能を維持するため、既存施設の集約化によるワンストップサービスの実現やコスト低減を図る事業</p> <p>イ) 地域ストック再生事業 地域ストックの再生・活用により、農林漁業、伝統工芸、コミュニティビジネス等地域産業の活性化又は地域と地域外との交流の活発化を図る事業</p>
実施主体 (補助事業)	対象地域を含む市町村等
補助率	1/2 以内
事業実施期間	平成20年度より
平成20年度 予算額	400百万円
担当部局等	国土交通省都市・地域整備局地方整備課 TEL: 03-5253-8404

国－2

事業名	離島地域人材育成等支援事業
趣旨・目的	<p>離島における「価値ある地域差」を活かした離島振興を担う人材の育成や人と人の繋がりが必要であるということから、「しまづくりサポーター育成支援に関する調査」を過年度に実施し、島づくりのために島の外部の人材発掘について支援してきたところである。</p> <p>本事業においては、離島住民が地域資源を発掘することで「価値ある地域差」を発揮し、それを島づくりに繋げていく人材の育成が離島振興に必要であるという観点から、前調査の成果も利活用しつつ、新たなメニューを作成して人材育成に関する支援事業を実施するものである。</p>
概要	<p>1. 離島における人材育成支援のあり方についての研究</p> <p>2. 元気な島を実現する取り組みへの支援（ケーススタディ） 地域住民のアイデアを実行</p> <p>3. 情報提供ネットワーク支援 しまづくりサポーターDBの活用</p> <p>4. 人材育成支援モデル事業</p>
平成20年度 予算額	6百万円
担当部局等	<p>国土交通省都市・地域整備局離島振興課</p> <p>TEL : 03-5253-8421</p>

国-3

事 業 名	「離島の総合交流推進」支援事業(アイランダー)
趣 旨 ・ 目 的	全国の離島が一体となって離島の持つすばらしさをアピールするとともに、都市部居住者からの「離島の情報をもっと知りたい」という要望に応えることにより、交流人口の増加、Uターン、Iターンの促進を通じて離島地域の活性化を図る。
概 要	<p>1. 平成20年度「アイランダー」の開催</p> <p>「島と島の交流」、「島と都市との交流」、「島と海外との交流」をコンセプトとして、全国の離島が一体となって離島の持つ魅力をPRするために、東京において各離島住民が参加、交流を行う大規模なフォーラム(アイランダー)を開催する。</p> <p>開催地：東京都内</p> <p>開催時期：平成20年11月</p> <p>参加自治体：全国の離島 約100島</p> <p>2. アイランダー・フォローアップ調査の実施</p> <p>平成5年度から19年度までの15回の”アイランダー”開催の成果をフォローアップする。</p>
平成20年度 予 算 額	17百万円
担 当 部 局 等	国土交通省都市・地域整備局離島振興課 TEL：03-5253-8421

国－4

事業名	離島におけるU J I ターン支援モデル調査
趣旨・目的	離島地域において、団塊世代やニート・フリーター等に対する定住対策や就業の促進、雇用創出等を通じた人生の再チャレンジを支援するための調査、及び、離島における海洋性気候等の恵まれた環境を活用した人生の再チャレンジの環境整備としてのアイランドテラピー（健康増進ニーズに対応する保養・療養地づくり等）推進のための調査を行うことにより、離島の定住人口・交流人口が増加する等今後の離島地の活性化に資するものである。
概要	<p>1. 人生再チャレンジ支援のための調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島居住後の受入体制整備等の支援の検討 ・雇用創出のための離島產品の販路拡大促進 (国際的な食品の専門展示会であるフーデックスへの離島出展参加の促進を市場実験として実施、その成果を検証) <p>2. 観光振興ためのアイランドテラピーの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アイランドテラピーの効能・効果の科学的検証調査 ・検討委員会開催、マニュアル・パンフレットの作成等による全国的な啓発活動 ・モデル地域における健康体験プログラムの作成と試行 (トレッキング、海水温浴、食育、祭り等) <p>3. スポーツアイランド構想の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島をスポーツやその練習の拠点とし、離島の知名度向上やそれに伴う集客力強化を図り、定住・交流を促進。 <p>4. 離島へのU J I ターンの先達1,000人への追跡調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島へU J I ターンした人、断念した人等へのアンケート調査及び取材。
平成20年度 予算額	19百万円
担当部局等	国土交通省都市・地域整備局離島振興課 TEL : 03-5253-8421

国一5

事業名	離島と都市の共生・対流に関する調査
趣旨・目的	離島地域と都市住民との交流の促進を図るため、地方都市において離島の魅力の情報発信を行うフォーラムを開催するとともに、アンケート調査等により地方都市住民の離島へのニーズの把握を行う等、今後の離島地域の活性化に資するものである。
概要	<p>事業内容</p> <p>平成20年度は、「しまづくりキャラバン」を大阪にて開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島の伝統工芸・伝統芸能の紹介 ・離島特産品の販売 ・離島住民と都市住民との情報交換会 ・Iターン、Uターン情報の提供 ・離島に対するニーズ等アンケート調査等による地方都市住民の離島情報に関する調査及び離島へのニーズ把握調査 <p>開催時期：平成20年5月</p> <p>開催地：大阪府大阪市</p> <p>参加自治体：全国の離島 約20島</p>
平成20年度 予算額	4百万円
担当部局等	国土交通省都市・地域整備局離島振興課 TEL：03-5253-8421

国－6

事業名	UJIターン支援プロジェクト
趣旨・目的	近年、生活のゆとりや生きがいを求めて、東京などの大都市圏から地方圏へ移り住むことを考える人々が増えている。これらの潜在的UJIターンの顕在化を図るため、情報提供の実施、地方公共団体の取組みを推進するための調査などを行う。
概要	<p>○若者的地方体験交流支援事業（地域づくりインターん事業） 首都圏の若者を体験調査員として地方に派遣し、地域の用意した地域づくり活動などの体験プログラムを体験してもらうことにより、若者には生活の場としての地方を認識する機会を、また、地域にとってはフレッシュな感覚を持つ外部の目から見た地域の取組みを評価する機会を提供。</p> <p>○UJIターン支援サイトの運営 一定の条件のもとで自治体検索を行ったり、全国の地方自治体の地域情報を知ることが出来る「ふるさとサーチ」を運営。 (参考) ふるさとサーチアクセス件数 平成18年度 7,712千件</p>
平成20年度 予算額	444百万円の内数
担当部局等	国土交通省都市・地域整備局地方整備課 TEL: 03-5253-8404

国一7

事業名	地域振興アドバイザーの派遣
趣旨・目的	地方公共団体が直面する課題に応じ、各分野・部門の専門家を派遣し適切な助言を行うことにより、魅力と活力に富んだ多様な地域社会の形成の促進を図る。
概要	<p>事業内容</p> <p><派遣対象市町村></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一から地域づくりを行うため、その推進体制を整備しようとする市町村 ・長年地域づくりに取り組んでいるが、壁にぶつかっている市町村 ・一定の成果をおさめて、更に次の次元の地域づくりに取り組んでいこうとしている市町村 ・地方拠点都市地域 ・中心市街地の活性化を課題としている市町村 ・山村第3セクターの経営等に課題としている市町村 ・リゾート整備を進めている地方公共団体 <p><派遣体制></p> <p>1地区あたり原則3名のアドバイザーを3回以内で派遣する。</p> <p><費用負担></p> <p>旅費：国土交通省負担</p> <p>謝金：第1回についてのみ国土交通省負担</p>
平成20年度 予算額	89百万円の内数
担当部局等	国土交通省都市・地域整備局地方整備課 TEL：03-5253-8404

国一8

事業名	地域防災ネットワーク等の推進						
趣旨・目的	災害時及び平常時における施設管理等の高度化・効率化を図るため、河川、道路、港湾、下水道の公共施設管理用光ファイバ及びその収容空間を整備するとともに、民間事業者等によるネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、施設管理に支障のない範囲で国の管理する河川・道路管理用光ファイバ及びその収容空間の開放を進める。						
概要	<p>①河川管理等の高度化に対応した光ファイバ整備事業の推進 災害時及び平常時において河川管理施設等の常時観測及び遠隔操作等、施設管理の高度化、効率化を図るため、河川管理用光ファイバおよびその収容空間を整備するとともに、民間事業者等によるネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、河川管理用光ファイバ及びその収容空間の開放を進める。</p> <p>②情報ハイウェイの構築 道路管理用光ファイバの整備や電線共同溝の整備等による電線類地中化等にあわせて収容空間を整備するとともに、民間事業者等によるネットワーク整備のさらなる円滑化を図るため、道路管理用光ファイバ及びその収容空間の開放を進める。</p> <p>③港湾施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備 臨港道路等の下に港湾施設管理用光ファイバ及びその収容空間の整備を推進する。</p> <p>④下水管きよを活用した光ファイバ網の構築 情報化社会の進展に対応し、下水道管理の高度化を図るため、下水道管理用光ファイバの敷設及び関連設備の整備を行う。</p>						
実施主体	国						
平成20年度 予算額	<table> <tr> <td>治山治水等</td> <td>863,135百万円の内数</td> </tr> <tr> <td>道路整備費</td> <td>2,768,860百万円の内数</td> </tr> <tr> <td>下水道事業</td> <td>662,042百万円の内数</td> </tr> </table>	治山治水等	863,135百万円の内数	道路整備費	2,768,860百万円の内数	下水道事業	662,042百万円の内数
治山治水等	863,135百万円の内数						
道路整備費	2,768,860百万円の内数						
下水道事業	662,042百万円の内数						
担当部局等	<p>国土交通省</p> <p>総合政策局 事業総括調整官室</p> <p>都市・地域整備局 下水道部 下水道企画課</p> <p>河川局 河川計画課</p> <p>道路局 国道・防災課</p> <p>港湾局 港湾経済課</p> <p>TEL : 03-5253-8271</p>						

国一9

事業名	二地域居住等の推進
趣旨・目的	二地域居住等を推進するため、官民協力して推進する体制を整え、国民に向けたPR等の普及啓発を図るとともに、地域の情報等を提供する総合情報プラットフォームの整備を進める。
概要	<p>1. 二地域居住等の普及啓発</p> <p>二地域居住等を促進するため、民間事業者等と協力して、普及啓発を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・推進協議会の設立・運営 ・シンポジウムの開催 ・事例集の作成 <p>2. 総合情報プラットフォームの整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二地域居住等に関する情報を総合的に提供するプラットフォーム（インターネット上のウェブサイト）の本格的整備を図る。 ・キャンペーン情報の提供等、普及啓発に活用する。
平成20年度 予算額	40百万円
担当部局等	<p>国土交通省国土計画局総合計画課</p> <p>TEL : 03-5253-8356</p>

国-10

事業名	水辺の交流拠点整備 ～リバーツーリズムの推進、体験活動の推進～
趣旨・目的	<p>リバーツーリズムの振興を図るため、川で活動するさまざまな主体の参画による、地域が連携した安全で楽しい水面利用を推進するとともに、自然豊かな水辺において環境学習や自然体験活動を推進する。</p> <p>また、河川本来の自然環境の整備・保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域社会と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。</p>
概要	<p>カヌーやラフティングをはじめとした水面利用や自然体験活動など、河川をフィールドとした活動が活発化、多様化していくことを踏まえ、地域の交流拠点となる「水辺プラザ」の整備や、子供たちの体験活動の充実を図る「水辺の楽校」の整備を推進するとともに、全国の川で活動する市民団体等と連携し、川で安全に活動するための指導者、ガイドの育成を進めるなど、リバーツーリズムを推進する。</p> <p>また「ふるさとの川整備事業」として、河川管理者及び市町村長は対象河川の指定を受けた後、地域の創意・工夫を尊重し、地域との連携を図りつつ、「ふるさとの川整備計画」を策定し、整備計画が認定されると、河川管理施設等について、重点的な整備を行なう。</p>
実施主体	国、都道府県、市町村
補助率	直轄河川改修費、都市河川改修費補助等の既定事業で実施
事業実施期間	地域交流拠点「水辺プラザ」：平成8年度～ ふるさとの川整備事業：昭和62年度～
平成20年度 予算額	河川等 628,505 (国費：百万円) の内数
要綱・要領等	ふるさとの川整備事業実施要綱等
担当部局等	国土交通省河川局河川環境課 治水課
	TEL : 03-5253-8448 TEL : 03-5253-8450

国-11

事業名	水源地域ビジョンの策定・推進
趣旨・目的	ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図るとともに、流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図るために、流域住民、関係行政機関等連携して「水源地域ビジョン」を策定し、推進する。
概要	<p>事業内容</p> <p>1. ダム事業者・管理者、流域自治体、住民、関係行政機関、有識者等からなる組織を設置し、水源地域関係者の意向を反映した水源地域ビジョンを策定。</p> <p>2. 水源地域ビジョンは、ひとづくりや既存施設の有効活用の推進等ソフト対策に重点。施設整備を伴う場合は、施設の利活用の方策や維持管理等について規定。</p> <p>具体的な内容は、ダムにより異なるが、</p> <ul style="list-style-type: none"> ①連携によるハード整備・ソフト対策 ②水を軸とした地域間交流の促進 ③地場産業の振興 ④豊かな自然、文化等 <p>3. 水源地ビジョンの実施に向けてダム事業者・管理者は、活性化のための活動を支援するとともに、流域の自治体、関係行政機関、N P O、住民等への情報提供や活動への理解と協力の呼びかけ。また、役割分担、連携・協力を円滑に進めるために、水源地域ビジョン策定組織の活用などの組織づくりを実施。</p>
実施主体	ダム事業者・管理者、流域の自治体、住民、関係行政機関及びN P O等ができる範囲で役割分担にて実施。
補助率	なし
事業実施期間	H 13 年度より
平成20年度予算額	河川等 628,505 (国費:百万円) の内数
要綱・要領等	水源地域ビジョン策定要綱
担当部局等	国土交通省河川局河川環境課流水管理室 Tel : 03-5253-8449

国-12

事業名	歴史的価値を有する砂防設備の保存・利活用による地域活性化の促進
趣旨・目的	文化庁と連携し、近年増加傾向にある文化財登録を受けた砂防設備の機能維持とあわせ、周辺環境の整備を実施し、特色ある地域の観光資源としての歴史的価値を有する文化財にふさわしい保存・利活用を通して、地域の活性化を支援する。
概要	歴史的価値を有する砂防施設を広く国民に理解してもらうとともに、地域の活性化を支援するために、文化庁と国土交通省の連携により、歴史的砂防施設の適切な保存・活用等のためのガイドラインに基づいた周辺整備等を推進する。
実施主体	国、都道府県
補助率	直轄 2/3 補助 1/2~5. 5/10
事業実施期間	平成15年度 ~
平成20年度 予算額	砂防事業費 135,413 (国費: 百万円) の内数
要綱・要領等 (入手先)	歴史的砂防施設の保存活用ガイドライン http://www.mlit.go.jp/river/sabo/
担当部局等	国土交通省河川局砂防部保全課 TEL: 03-5253-8470

国-13

事業名	海浜・干潟等の保全・再生・創出 (海域環境創造・自然再生事業)
趣旨・目的	閉鎖性海域の水質・底質の改善や多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を広域的かつ総合的に推進するとともに、快適に憩える空間の形成を図るため、関係行政機関や地域住民・NPO等多様な主体と連携しつつ、自然再生事業を積極的に推進する。
概要	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 海水が汚染されヘドロ等の堆積した閉鎖性海域において、干潟・藻場等の保全・再生のため、航路・船地の浚渫等で生じた良質な土砂を有効活用し、汚泥の覆砂を行う。 多様な生物の生息・生育が可能となる良好な環境の回復を目的とした海浜等(砂浜、磯浜、干潟、ラグーン、藻場等)の整備。
実施主体	国、港湾管理者
補助率	港湾法 5／10 北海道開発のためにする港湾工事に関する法律 5／10 沖縄振興特別措置法 6／10
事業実施期間	
平成20年度予算額	港湾整備事業費 227,950百万円の内数
要綱・要領等	
担当部局等	国土交通省 港湾局 国際・環境課 Tel: 03-5253-8685

国－14

事業名	港湾における親水・交流拠点の整備
趣旨・目的	港湾において、地域の創意工夫を凝らして、空間の緑化、歴史的資産の保存・活用、海辺の特色を活かした個性的で美しい景観形成及び観光の場としての魅力の向上を図り、個性豊かで活力あるにぎわい空間や親水・交流拠点の形成を推進する。
概要	<p>事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾内の生活・労働環境改善などを図り、港湾空間における良好な環境実現のために港湾緑地を整備する。 ・歴史的港湾施設を保存・活用し、文化的・歴史的な空間づくりを推進する。 ・港湾のもつ景観資源を活用した、個性的で美しい港湾景観形成を推進する。
実施主体	国、港湾管理者
補助率	港湾法 5/10 (緑地)、1/3 (用地) 沖縄振興特別措置法 6/10 (緑地)、4/10 (用地)
事業実施期間	
平成20年度 予算額	港湾整備事業費 227,950百万円の内数
要綱・要領等	
担当部局等	国土交通省 港湾局 国際・環境課 TEL: 03-5253-8685

国-15

事業名	ポートパーク整備の推進
趣旨・目的	港湾における放置艇の解消を図るためポートパーク等簡易な係留・保管施設を整備し、プレジャーボートの適正な利用を推進する。
概要	<p>放置艇を収容するためのポートパーク等簡易な係留・保管施設の整備を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 運河、水路等の、係留に適した既存の静穏水域や護岸前面を活用した係留施設を整備する。 公共空地等を活用した陸上保管施設を整備する。
実施主体	港湾管理者
補助率	1／3
事業実施期間	
平成20年度 予算額	港湾整備事業費 227,950百万円の内数
要綱・要領等	
担当部局等	国土交通省 港湾局 国際・環境課 TEL: 03-5253-8685

国-16

事業名	「道の駅」の整備
趣旨・目的	女性や高齢者ドライバーの増加、長距離トリップの増大等に対応して、一般道路においても休憩施設の整備が必要となっている。「道の駅」は、このような休憩施設と市町村等の地域振興施設を一体的に整備するもので、ドライバーへの多様な休憩サービスの提供を図るとともに、地域の情報発信と交流の拠点形成、地域連携を図ることを目的とする。
概要	事業内容 休憩施設としての自動車駐車場（簡易パーキングエリア）等について特定交通安全施設等整備事業等により整備する。
実施主体	国、都道府県
補助率	1／2等
事業実施期間	平成5年度～
平成20年度 予算額	道路整備 2,768,860百万円の内数
要綱・要領等	「道の駅」登録・案内要綱
担当部局等	国土交通省道路局国道・防災課 TEL: 03-5253-8492

国-17

事業名	交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業
趣旨・目的	地形的な制約により相互の交流が遅れている都道府県間、市町村間を大規模なトンネルや橋梁で直結することにより、地域間の交流を促進し、もって地域の活性化に資することを目的とする。
概要	事業内容 都道府県道事業または市町村道事業であって、都道府県界または市町村界（旧市町村界を含む）における大規模なトンネルまたは橋梁の整備を含む事業。
	実施主体 地方公共団体
	補助率 地方道事業の補助率と同様
	事業実施期間 平成6年度～
	平成20年度 予算額 道路整備 2,768,860百万円の内数
	要綱・要領等 交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業実施要綱
担当部局等	国土交通省道路局地方道・環境課 TEL: 03-5253-8495

国-18

事業名	地域優良賃貸住宅
趣旨・目的	高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯等各地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進するため、賃貸住宅の整備等に要する費用に対する助成や家賃の低廉化のための助成を行う。
概要	<p>1) 整備（建設、改良）に対する助成</p> <p>国は、入居者資格を以下の対象世帯とする地域優良賃貸住宅の整備について、地方公共団体が事業主体に助成する費用（共同施設等整備費の2／3等）の概ね45%を地域住宅交付金等により助成。</p> <p>・高齢者世帯 ・障害者世帯 ・子育て世帯 ・災害被災者等 (収入分位0～80%（但し、高齢者世帯以外の場合、収入分位0～25%は所得の上昇が見込まれる者）)</p> <p>2) 家賃低廉化のための助成</p> <p>国は、地域優良賃貸住宅に、以下の対象世帯（収入分位0～40%以下）が入居する際に、地方公共団体が事業主体に対して行う家賃低廉化のための助成に係る費用（1世帯当たり4万円／月を上限）の概ね45%を地域住宅交付金等により地方公共団体に対して助成。</p> <p>・高齢者世帯 ・障害者等世帯 ・小学校卒業前の子どもがいる世帯 ・災害被災者 ・密集市街地からの立ち退き者 等</p>
実施主体	地方公共団体 等
事業実施期間	逐次実施
平成20年度 予算額	住宅対策に係る予算額654,770百万円の内数
要綱・要領等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律 高齢者の居住の安定の確保に関する法律 地域優良賃貸住宅制度要綱 地域住宅交付金交付要綱 等
担当部局等	国土交通省住宅局住宅総合整備課 TEL: 03-5253-8506

国-19

事業名	優良田園住宅制度
趣旨・目的	多様な生活様式に対応し、かつ、潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅が求められている状況にかんがみ、農山村地域、都市の近郊等における優良な住宅の建設を促進するための措置を講ずることにより、健康的でゆとりのある国民生活の確保を図る。
概要	<p>優良田園住宅の定義</p> <p>農山村地域、都市の近郊その他の良好な自然的環境を形成している地域に所在する一戸建ての住宅で、次の要件に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積が 300 m²以上 ・建ぺい率 30% 以下、容積率 50% 以下 ・階数が 3 階以下 <p>法律に基づく手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 市町村が基本方針を作成・公表 2) 住宅を建設しようとする者が、建設設計画を市町村へ申請 3) 市町村が、都道府県と協議の上、建設設計画を認定 <p>建設促進への支援措置</p> <p>実施主体</p> <ul style="list-style-type: none"> ○農地法、都市計画法等の許可手続の円滑化 ○税制上の措置 <ul style="list-style-type: none"> ・週末用郊外型住宅等について、固定資産税の減額措置及び不動産取得税の特例措置を適用 ○住宅ローン <ul style="list-style-type: none"> ・2戸目の住宅を取得する際にもフラット35を利用可能 ○住宅環境の整備に係る支援措置 <ul style="list-style-type: none"> <国土交通省関係> ①住宅市街地基盤整備事業（補助率：通常の公共施設整備事業と同じ） 優良田園住宅を建設するための一定規模以上等の要件を満たす住宅宅地事業については、これに 関連する公共施設の整備に要する費用の一部を助成。 ②地域住宅交付金（交付金算定対象事業費の概ね 45% を交付） 地方公共団体が地方定住等地域の住宅政策の推進に必要なものとして計画に位置づけた事業について交付 <農林水産省関係> 農村振興総合整備事業（田園居住空間整備）（補助率：1/2（沖縄2/3、奄美52/100）） 豊かな田園居住環境の実現に向けた生産基盤・生活環境の整備を総合的・一体的に実施（集落排水施設整備、集落道整備、集落農園整備等） 民間事業者 等
事業実施期間	随時
平成20年度予算額	<p>国土交通省 住宅対策に係る予算額 654,770 百万円の内数</p> <p>農林水産省 6,148 百万円の内数</p>
ホームページ	URL: http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/denen/yhome.html
担当部局等	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 Tel : 03-5253-8111 (内線 39-356)</p> <p>農林水産省農村振興局農村整備総合調整室 Tel : 03-3502-8111 (内線 5450)</p>

国一20

事業名	フォレストタウンの整備
趣旨・目的	地域特性を踏まえ、地域の木造住宅生産者及び木材供給者が連携を図りつつ、住宅、公共施設等に地域材を積極的に活用すること等により、良好な住環境を形成する木造住宅団地(フォレストタウン)の整備を推進し、良質な住宅の供給及び地域経済の活性化の推進を図ることを目的とする。
概要	<p>事業内容</p> <p>優良な木造住宅団地内における公共施設等のモデル的整備について支援</p> <p>①優良な木造住宅団地内における集会施設、小公園、細街路及び給排水施設等並びにこれらに係る植栽及び付帯施設のモデル的整備(給排水施設等については外観に限る)</p> <p>②優良な木造住宅団地内における公開空地、通路、駐車施設、児童公園緑地、広場の整備</p> <p>○各種補助制度等による支援策 (国土交通省関係)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境共生住宅市街地モデル事業 環境への負荷を低減する等一定の要件を満たすモデル性の高い住宅市街地の整備を推進 ・地域住宅交付金 住宅政策の推進に必要なものとして地方公共団体が計画に位置付けた事業について提案事業として交付金の交付対象等 <p>(林野庁事業)</p> <p>「強い林業・木材産業づくり交付金」により地域材を用いた公共施設の整備について補助</p>
定義	<p>以下の要件を満たす優良な木造住宅で都道府県知事が承認したもの</p> <p>①団地内の住宅等については、地域材の積極的活用が図られていること。</p> <p>②団地整備に当たって、整備計画への助言等地域の住宅生産者及び木材供給者の関与がなされていること。</p> <p>③団地計画が地域特性を踏まえ、良質な木造住宅を中心に構成され、良好な住環境を形成するものであること。</p> <p>④団地の規模については、原則として10戸以上であること。</p>
実施主体	地方公共団体等
平成20年度 予算額	国土交通省 住宅対策に係る予算額 654,770百万円の内数 林野庁「森林・林業・木材産業づくり交付金」 9,692百万円の内数
担当部局等	国土交通省住宅局住宅生産課木造住宅振興室 TEL: 03-5253-8512 農林水産省林野庁木材産業課 TEL: 03-6744-2295

国－21

事業名	超長期住宅推進環境整備事業
趣旨・目的	超長期住宅実現の環境整備のための担い手の育成、ビジネスモデルの構築を図るため、住替え・二地域居住の推進及び良好な居住環境の整備を推進する住民組織・NPO等への助成を行う。
概要	<p>①良好な基盤・まちなみ整備等居住環境整備に資する協定等の締結又は運用等を行うモデル事業</p> <p>②住替え・二地域居住を推進するための住宅の再生、流通の促進等を行うモデル事業、又は、これを支援するための関係情報の一元的な集約・提供を行う事業</p> <p>③上記の事業の実施のために必要な調査研究等の事業、これらの成果に関する情報提供に関する事業、又はマニュアルの作成等モデル事業の一般化・普及・啓発のための事業</p>
事業主体	地権者で構成する組織、地権者の活動を支援するNPO法人等、民法34条に規定する法人又は独立行政法人
補助率	定額補助(10/10)
平成20年度 予算額	400百万円
担当部局等	<p>国土交通省住宅局住宅総合整備課住環境整備室 TEL: 03-5253-1111(内線39-356)</p> <p>市街地建築課市街地住宅整備室 TEL: 03-5253-1111(内線39-677)</p>

国－22

事 業 名	地域再生を担う人づくり支援
趣 旨 ・ 目 的	地域の活性化は、地域の住民や団体が主体となって、自らイニシアティブを発揮し、プランを描き、取り組むことが基本であるとの認識のもと、地域自らが考え、実行できる体制を強化するため、集中的に研修会、実証実験等を実施し、地域づくりの核となる担い手の育成を積極的に推進する。
概 要	<p>①集落等における地域づくり活動の実証実験 自ら考え、実行する意欲の高い地域を対象に、地域リーダー研修会参加者が中心となって開催する地区的車座研修会や地域づくりのOJT(実地活動)に関するモデル調査の実施。</p> <p>②地域リーダー研修会の実施(国交省が主催) 地域振興に取り組む地域のリーダーを対象にした、討論を中心とした参加型研修会の実施。</p>
平成20年度 予 算 額	48百万円
担当部局等	国土交通省都市・地域整備局企画課 TEL: 03-5253-8398

国－23

事業名	地域における人材の受け入れ体制の整備支援モデル調査
趣旨・目的	U J I ターンを希望する団塊世代等の円滑な再チャレンジの実現を図るため、地方公共団体、地域の代表、地元企業、N P O等が参画する協議会が行う人材受け入れのための各種取組（居住・就業体験機会の提供、移住ガイダンス等）を通じたモデル調査を行う。
概要	<p>地域の活性化を進める上で必要なスキルや経験を有する人材を誘致する観点から、地域協議会が行う居住・就業体験機会の提供、移住ガイダンス、仕事の斡旋等の人材誘致・移住促進等の取組を通じたモデル調査を行い、地域における有益な人材の受け入れ体制の整備・強化のあり方等について調査・検討を行う。</p> <p>（対象とする取組例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな人材の受け入れによる地域ビジネスの立ち上げや地域資源を活用した産業の高度化 ・新たな人材の受け入れによる芸術文化活動を通じた地域振興 ・居住・就業体験機会の提供 ・移住ガイダンスや多様な働く機会・活躍の場に関する情報提供 ・土地・空き家の紹介などによる地域資源の効果的な活用など
平成20年度 予算額	28百万円
担当部局等	国土交通省都市・地域整備局企画課 TEL：03-5253-8398

国－24

事業名	観光ルネサンス事業
趣旨・目的	外国人を含めた観光客の受け皿となる地域の魅力を増進させ、観光交流人口の拡大を通じた地域の活性化を図るため、地域の民間組織が行う観光振興事業に対して支援を行う。
概要	<p>事業内容</p> <p>地域の民間組織が、体験観光プログラムや地域ブランド商品の開発、観光振興を担う人材の育成や交通アクセスの改善等の観光振興事業を行う場合に補助する。</p> <p>なお、平成20年度以降については、継続分のみの補助事業を対象とする。</p>
採択要件	<p>魅力的な観光地となる潜在能力や事業内容の戦略性等を基準として、有識者等からなる第三者委員会による推薦を経た地域の観光振興事業等について採択する。</p> <p>なお、平成20年度以降については、継続分のみの補助事業を対象とする。</p>
実施主体	国土交通省
平成20年度 予算額	137百万円
担当部局等	<p>国土交通省総合政策局事業総括調整官室 TEL : 03-5253-8271</p> <p>国土交通省総合政策局観光地域振興課 TEL : 03-5253-8328</p>

国－25

事業名	観光圏整備事業
趣旨・目的	観光交流人口の拡大による自立的な地域経済の確立を図るために、内外観光客の宿泊旅行回数・滞在日数の拡大を目指し、二泊三日以上の滞在型観光を促進する観光圏形成のための民間事業者の行う観光圏整備事業に対して支援を行う。 ※観光圏—複数の観光地の連携により観光旅客の来訪及び滞在を促進する地域
概要	地域の民間組織が、宿泊に関するサービスの改善、観光資源を活用したサービスの開発及び提供、観光旅客の移動の利便の増進、観光に関する情報提供の充実強化等の観光圏整備事業を行う場合に補助する。
採択要件	現在、検討中
実施主体	国土交通省
平成20年度 予算額	279百万円
担当部局等	国土交通省総合政策局観光地域振興課 TEL: 03-5253-8328

国－26

事業名	地方の生活交通の確保
趣旨・目的	地域住民、特に自らの交通手段を持たない高齢者や学童等いわゆる移動制約者にとって必要不可欠な公共交通機関であるバス路線の維持・確保を図り、地域住民の生活の便に資することを目的とする。
概要	事業内容 国と地方の適切な役割分担のもと、地域協議会で維持・確保が必要と認められ、国が定める基準に適合する広域的・幹線的路線に対してその維持対策費を補助する。
採択要件	生活交通路線（複数市町村にまたがり、キロ程が10km以上、1日の輸送量が15～150人、1日の運行回数が3回以上、広域行政圏の中心都市等にアクセスする広域的・幹線的な路線）に係る補助。 なお、生活交通路線とは地域協議会において維持・確保が必要と認められたものを都道府県知事が指定する。
実施主体	バス事業者
補助率	国 1/2、都道府県 1/2
事業実施期間	平成19年10月1日～平成20年9月30日
平成20年度 予算額	7,350百万円
担当部局等	国土交通省自動車交通局旅客課 TEL: 03-5253-8111(内線 41252)

国-27

事業名	離島における生活航路の維持・改善
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・「離島航路整備法」に基づき、離島航路の維持・改善を図るとともに、船舶のバリアフリー化を推進することにより、生活交通の確保等を図る。 ・離島地域の観光振興を核とした交流人口の拡大により、離島航路の活性化を図る。 ・燃料油価格の高騰に対する経営体質を強化するため、燃費向上等に資する取り組みを行い効果の高い取り組みの普及促進方策をまとめる。
概要	<ul style="list-style-type: none"> ・離島航路事業者に対し、当該航路を維持するために必要な補助金を交付するとともに、離島航路就航船舶のバリアフリー化に要する費用を補助する。 ・離島観光を核とした交流人口の拡大による離島航路活性化調査を行う。 ・燃費の向上、燃料消費量の抑制、経費削減に資する設備や操船の改善等の様々な取り組みについて実証運航も行いながら検証する。
採択要件	<p>【欠損補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本土と離島（準離島を含む）又は離島相互間を結ぶ航路であり、かつ、他に交通機関がないか又は他の交通機関によることが著しく不便であること。等 <p>【バリアフリー化補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化に資する代替建造又は改造工事等 <p>【離島地域観光交流促進調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島観光を核とした交流人口が拡大し、離島航路の活性化が図られる可能性があるとされる航路及び関係者 <p>【離島航路運航高度化実証調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃費の向上、燃料消費量の抑制、経費削減に資する設備、操船の改善等の取り組みを行う航路及び関係者
実施主体	離島航路事業者及び地方公共団体等
補助率	国：全国の標準賃率や経費単価に基づき算定された標準欠損額 バリアフリー化工事費にかかる費用の一部 等
事業実施期間	<p>【欠損補助・バリアフリー】 交付年度の9月30日を末日とする1年間</p> <p>【活性化調査・高度化調査】 平成20年度</p>
平成20年度 予算額	4,095百万円
担当部局等	国土交通省海事局内航課 TEL：03-5253-8111(内線43443)

環－1

事業名	自然ふれあい体験学習等推進事業
趣旨・目的	自然環境学習に寄与する情報の提供により、自然公園等を利用する一般国民の環境保全上適切で、多彩な自然とのふれあい活動や自然体験活動を推進する。
概要	全国的な自然ふれあい活動の展開を促進するため、自然ふれあい施設や体験活動のイベント情報等を提供するホームページの運営や自然ふれあい施設のマップの作成を行う。
実施主体	国
補助率	なし
事業実施期間	平成8年度～
平成20年度 予算額	4,608千円
要綱・要領等	なし
担当部局等	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 TEL03-5521-8271

環－2

事業名	自然公園等事業
趣旨・目的	国立・国定公園等の優れた自然環境を有する地域において、人々が自然に学び、体験するための自然豊かなふれあいの場づくりを行う事業
概要	<p>(1) 国立公園</p> <p>国立公園の施設整備は、国と地方公共団体により実施しており、園地、歩道、公衆便所、キャンプ場、ビジターセンタ一等を整備。</p> <p>このうち、①国立公園の核心部である特別保護地区、第1種特別地域における事業、②利用拠点である集団施設地区における事業、③自然再生事業など特別に必要な事業等については、環境省の直轄事業により実施。</p> <p>(2) 国定公園等</p> <p>国定公園の施設整備は、地方公共団体が実施しており、国としては、自然環境整備交付金により、地方公共団体の整備事業を支援。</p> <p>自然環境整備交付金は、国定公園の整備事業に加え、国指定鳥獣保護区（国立・国定公園外）における自然再生事業、長距離自然歩道整備事業（国立・国定公園外）も対象。</p> <p>【参考：事業パンフレット】 http://www.env.go.jp/nature/park/pamph.html</p>
実施主体	環境省（直轄事業）、都道府県・市町村（交付金事業）
補助率	総事業費の45／100（交付金事業）
事業実施期間	昭和26年度～
平成20年度 予算額	11,401百万円
要綱・要領等	自然環境整備交付金交付要綱及び同取扱要領
担当部局等	環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室 事業計画専門官・施設第一係 TEL03-5521-8281

環一 3

事業名	自然公園等利用ふれあい推進事業経費
趣旨・目的	全国の国立公園において、自然観察会等の解説活動や美化清掃、利用施設の簡単な維持修理などの各種活動について、広く国民の参加を求め、一層の活動の充実を図るとともに、自然保護の普及啓発を図る。
概要	<p>事業内容</p> <p>国立公園の利用拠点を中心として、利用者に対する自然解説活動を始めとした自然系環境教育活動を推進するため、活動地区毎にボランティアを公募、登録し、活動実施計画に基づき活動を実施する。</p> <p>昭和60年より開始され、現在23国立公園40地区で約1,800名が活躍。</p> <ul style="list-style-type: none"> 年次別活動実施計画の作成。 新規ボランティアの養成研修の実施及び登録。 ボランティアの能力の維持向上のための研修会の実施。 ボランティア保険の負担。
実施主体	国
補助率	なし
事業実施期間	昭和60年度～
平成20年度 予算額	4,540千円
要綱・要領等	自然公園指導員設置要綱 パークボランティア設置要綱
担当部局等	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 TEL03-5521-8271

環－4

事業名	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助
趣旨・目的	山岳地域等における環境浄化対策、安全対策の推進を図るために、山小屋事業者等が行うし尿・排水処理施設、避難施設等の整備を推進する。
概要	<p>山小屋事業者等が下記の施設を整備するにあたって、その経費の1／2を補助する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適正な排水・し尿処理施設（トイレ、処理エネルギー施設等） ②廃棄物の分別・処理施設 ③緊急避難・応急医療・遭難防止対応施設
実施主体	山小屋事業者等（都道府県、市町村含む）
補助率	事業費（補助対象事業）の1／2
事業実施期間	平成11年度～
平成20年度 予算額	150,000千円
要綱・要領等	
担当部局等	環境省自然環境局国立公園課 TEL03-3581-3351（内6439）

環一 5

事業名	エコツーリズム総合推進事業費
趣旨・目的	自然環境の保全を確保しつつ、自然や文化を活かした観光と地域振興を両立させ、来訪者の環境教育にも役立つエコツーリズムの全国的普及・定着を推進する。
概要	<p>事業内容</p> <p>① エコツーリズム啓発事業 全国版シンポジウムの開催等による、エコツーリズム推進法を始めとする普及、啓発。</p> <p>② エコツーリズムのノウハウ確立事業 特に優れた事例の大蔵表彰や推進セミナーの開催等。</p> <p>③ エコインストラクター人材育成事業 自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成(再チャレンジ関連施策)</p> <p>④ 国立公園等におけるエコツーリズム支援事業 世界自然遺産地域、国立公園、ラムサール登録湿地等におけるエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等。</p> <p>⑤ エコツーリズム推進法施行経費 各地の全体構想の認定や地元協議会への参画、助言等に必要な経費。</p>
実施主体	国
補助率	なし
事業実施期間	平成16年度～
平成20年度 予算額	134,018千円
要綱・要領等	なし
担当部局等	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 TEL03-5521-8271

環－6

事業名	「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト
趣旨・目的	関係省庁が連携し実施する「子ども農産漁村交流プロジェクト」等において、その体制づくりの一環として自然体験プログラムの開発や子どもたちに自然保護官の業務を体験してもらうなどにより自然環境の大切さなどを学ぶ機会を提供することで、自然と人との共生について子どもたちを始め関係者の理解を深める事業を展開
概要	<p>○クラスメイトと泊まって学ぶ自然体験プラン 自然体験活動の事例を学校へ情報提供するとともに、モデルとなる地域でのメニューの検討等を実施。（農林水産省、文部科学省、総務省と連携）</p> <p>○「体感！！パークレンジャー」プラン 国立公園等の豊かな自然地域において自然保護官等の指導の下、様々な自然環境保全活動を実施。</p>
実施主体	国
補助率	なし
事業実施期間	平成20年度～
平成20年度 予算額	26,367千円
要綱・要領等	子どもパークレンジャー事業実施要領
担当部局等	環境省自然環境局総務課自然ふれあい推進室 TEL03-5521-8271

環一 7

事業名	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 (グリーンワーカー) 事業
趣旨・目的	国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、国立公園等の管理のグレードアップを図るとともに、我が国の自然生態系の根幹をなす国立公園等における自然環境保全活動についてもその推進を図る。
概要	事業内容 地方環境事務所等が事業計画を策定し、次の業務を事業者(地元の観光協会、森林組合、山小屋組合等)に依頼。事業者は地方環境事務所等の指導・監督のもと業務を実施する。 ①野生生物の保護・保全(森林再生・里地里山・湿地保全・景観の維持・外来種対策等含む) ②利用集中山岳地の保全・管理(施設の維持・補修等) ③四輪駆動車やスノーモービル等の乗り入れ禁止地域の監視等、適正利用の推進 ④環境美化(清掃困難地・不法投棄対応)
実施主体	環境省
補助率	
事業実施期間	平成13年度~
平成20年度 予算額	288,000千円
要綱・要領等	
担当部局等	環境省自然環境局国立公園課 TEL03-3581-3351(内6439)

環一 8

事業名	自然再生事業関係費（自然公園等事業費の一部）
趣旨・目的	生物多様性保全の観点から望ましい自然環境を確保するため、関係省庁と連携し、地方自治体や専門家、N G O等の参画を得つつ、失われた自然を積極的に再生する。
概要	<p>事業内容</p> <p>1 自然再生事業 国立・国定公園、国指定鳥獣保護区において、失われた自然の再生を実施。</p> <p>2 自然再生調査 自然再生事業対象地域について、生態系の現状に係る詳細調査を行うとともに、再生を図る自然環境特性を踏まえて、再生手法を具体的に検討し、自然再生事業に係る計画を策定。 また、この調査の実施を通じ、関係者間の合意形成促進を図る。</p>
実施主体	国立公園、国指定鳥獣保護区（平成19年度までの既着手） ：国（環境省） 国定公園、国指定鳥獣保護区（平成18年度までの既着手） ：地方公共団体
補助率	国定公園、国指定鳥獣保護区域内（平成18年度までの既着手）：45／100
事業実施期間	平成14年度～
平成20年度 予算額	11,401百万円の内数
要綱・要領等	自然環境整備交付金交付要綱及び同取扱要領
担当部局等	環境省自然環境局自然環境計画課 TEL03-5521-8343

環一 9

事業名	SATOYAMAイニシアティブ推進事業費
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> 将来にわたり維持すべき重要な里地里山を選定し明示することにより、多様な主体の連携・参加・協力による保全再生の取組を全国的に推進。 環境教育、バイオマスその他の新たな利活用や、企業等民間部門の参画、都市と農山漁村との連携・協力を促進していくための技術や社会システムを構築し、地域での自立的な里地里山の保全再生を促進。 自然共生社会づくりを進めていく上での考え方を世界へ提案することにより、国際的な生物多様性保全と持続可能な自然资源の利用に貢献。
概要	<p>① 未来に引き継ぎたい里地里山を「重要里地里山300」として選定</p> <p>② 環境教育・エコツーリズムの場やバイオマスの利用など新たな利活用方策の検討と試行・社会実験</p> <p>③ 多様な主体が共有の資源として持続的に管理・利用するルールや枠組の構築</p> <p>④ 里地里山を例とした我が国の自然共生社会づくりの取組に加えて、世界各地の自然共生の智慧と伝統の事例を収集・調査し、これらをあわせて、「SATOYAMAイニシアティブ」と名付けて世界に提案。</p>
実施主体	国
補助率	なし
事業実施期間	平成20年度～
平成20年度 予算額	125,784千円
要綱・要領等	なし
担当部局等	環境省自然環境局自然環境計画課 TEL03-5521-8274

環－10

事業名	自然再生活動推進費
趣旨・目的	平成15年1月に施行された自然再生推進法に基づき、自然再生専門家会議を設置すると共に、実施者の相談に応じる体制整備や、自然再生に関する情報提供を行う。
概要	<p>事業内容</p> <p>1 民間団体等からの相談に応じるため自然再生に係る情報を整備</p> <p>2 地域の科学的知見を得るため地方専門家ネットワークを形成・維持</p> <p>3 全国レベルでの科学的知見や助言を得るための自然再生専門家会議を運営</p> <p>4 各地の自然再生の概要と進捗状況を紹介するホームページの作成</p> <p>5 地域の自然再生活動を支援するためワークショップ等を開催</p>
実施主体	国（環境省）
補助率	—
事業実施期間	平成15年度～
平成20年度 予算額	39,348千円
要綱・要領等	—
担当部局等	環境省自然環境局自然環境計画課 TEL03-5521-8343

環一 1 1

事業名	浄化槽設置整備事業
趣旨・目的	市町村が浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
概要	市町村が雑排水対策を促進する必要がある地域において、浄化槽の計画的な整備を図るため、その設置又は改築を行う者に對し、設置又は改築に要する費用を助成する事業。
実施主体	市町村（一部事務組合を含む）
補助率	市町村補助額の1／3
事業実施期間	毎年度
平成20年度 予算額	循環型社会形成推進交付金133億円の一部 汚水処理施設整備交付金858億円の内数の一部
要綱・要領等	浄化槽設置整備事業実施要綱
担当部局等	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室 TEL03-5501-3155

環－12

事業名	浄化槽市町村整備推進事業
趣旨・目的	市町村が設置主体となって戸別の浄化槽を特定の地域を単位として整備し、し尿と雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
概要	生活排水処理を緊急に促進する必要がある地域において、地域を単位として浄化槽の計画的な整備を図るため、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業。
実施主体	市町村（一部事務組合を含む）
補助率	1／3
事業実施期間	毎年度
平成20年度 予算額	循環型社会形成推進交付金 133億円の一部 汚水処理施設整備交付金 858億円の内数の一部
要綱・要領等	浄化槽市町村整備推進事業実施要綱
担当部局等	環境省廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課浄化槽推進室 TEL 03-5501-3155

共生・対流関係規制緩和一覧

構造改革特区等における共生・対流関係の規制緩和措置

I 市民農園の開設に係る規制緩和事項

[特定農地貸付法及び市民農園整備促進法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
特定農地貸付けによる市民農園の開設主体を、地方公共団体及び農業協同組合以外の者に拡大	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第2条等	地方公共団体及び農協以外の者が、農地の適切な利用を確保する方法等を内容とする協定を市町村等と締結することにより、市民農園の開設が可能。	平成17年度	農林水産省

II 農家民宿の開設等に係る規制緩和事項

1 特区において実施可能な規制緩和事項 [酒税法関係]

事項	根拠条項	特例措置の内容	所管省庁
農家民宿等における酒類の製造免許要件の特例	酒税法第7条第2項	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行なう場合、宿泊料を原価とし、自ら生産して（濁酒）を製造する場合に限り、酒類の免許の最低製造数量（6キロリットル）を適用しない。	財務省

2 全国において規制緩和を行う事項（実施時期及び内容が明示されているもの） [旅館業法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
農林漁業者が農林漁業体験民宿業を行う場合の旅館業法上の面積要件の撤廃	旅館業法施行令第1条第3項第1号	農林漁業者が農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第5項に定める農林漁業体験民宿業を行う場合、旅館業法施行令第1条第3項第1号に規定する簡易宿所の面積要件（33m ² 以上）を適用しない。	平成15年度	厚生労働省

[道路運送法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送が可能であることの明確化	道路運送法第4条	グリーン・ツーリズム推進のため、公共交通機関の利用が困難な地域において、農家民宿等を含めた宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送については、その輸送活動により旅客輸送に係る公衆の利便が阻害されるおそれがなく、宿泊者に対するサービス向上の一環として行うかぎりにおいて可能であるような運用の明確化を図る。	平成14年度	国土交通省

[旅行業法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化	旅行業法第3条	グリーン・ツーリズム推進のため、農家民宿が運送、宿泊サービスを自ら提供して、これに農業・農村体験への参加を附加して販売する場合は、旅行業法の対象とならないことにつき、解釈を明確化し、関係団体・関係者に対し、その趣旨の徹底を図る。	平成14年度	国土交通省

[消防法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
農家民宿における消防用設備等に係る消防法令の規定に対する柔軟な対応	消防法第17条	消防法令において、原則として設置が義務づけられている誘導灯、誘導標識、火災報知設備について、避難が容易である等の条件を満たす農家民宿等については、消防長の判断により、設置を要しないとする運用を行う。	平成16年度	総務省(消防庁)

[建築基準法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いの明確化	建築基準法第2条第2号、第35条の2等	住宅の一部を農家民宿等として利用するもののうち、客室の面積が33m ² 未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館に該当しないものとして取り扱う。	平成16年度	国土交通省

[農地法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
農業生産法人の事業範囲の拡大	農地法施行規則第1条の2	農地法施行規則第1条の2各号に定める農業生産法人の関連事業の範囲に、当該法人が行う農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律（平成6年法律第46号）第2条第1項に規定する農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置・運営等を追加。	平成17年度	農林水産省

[農山漁村余暇法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	実施時期	所管省庁
農林漁業体験民宿業者の登録の対象範囲の拡大	農山漁村余暇法第2条第5項	登録制度の対象である農林漁業体験民宿業者の範囲について、農林漁業者又はその組織する団体以外の者が運営するものにも拡大。	平成17年度	農林水産省

3 その他（参考）

- 農林漁業体験民宿等に関する食品衛生法上の取扱いに関する弾力的運用等を要請（平成17年度）<厚生労働省、農林水産省→都道府県等へ要請通知>

[食品衛生法関係]

農林漁業体験民宿に係る各都道府県等が定める施設基準等の許可要件については、各都道府県等において関係部局間で十分に協議を行い、施設の規模、提供される食事の種類、数量等を考慮し、必要に応じ条例改正の検討や弾力的運用を行うなど、適切に対応されるよう要請。

（例えば、農林漁業者が既存の家屋で農林漁業体験民宿を開業する場合には、一回に提供する食事数の制限や定期的な食品衛生に関する講習会の受講等により、施設基準の緩和が可能）

III 農地取得に際する下限面積の規制緩和事項

[農地法関係]

事項	根拠条項等	規制緩和の内容	施時時期	所管省庁
農地の権利取得の際の下限面積の設定基準の特例	農地法施行規則第3条の4	農地の権利取得の際の下限面積要件について10a以上で地域の実情に応じた面積を定められるようその設定基準を緩和。	平成17年度	農林水産省

施策担当部署一覧

(1) 各省庁共生・対流関連施策窓口連絡先一覧

共生・対流関連省庁	施 策 担 当 窓 口	連絡先電話番号
総務省	自治行政局 自治政策課	03-5253-5523
文部科学省	生涯学習政策局 政策課 地域政策室	03-6734-3279
厚生労働省	政策統括官付 労働政策担当参事官室	03-3595-3108
経済産業省	地域経済産業グループ 立地環境整備課	03-3501-0645
国土交通省	都市・地域整備局 地方整備課	03-5253-8404
環境省	自然環境局 総務課	03-5521-8269
農林水産省	農村振興局 企画部 農村政策課 都市農業・地域交流室 グリーン・ツーリズム企画班	03-3502-0030
林野庁	森林整備部 計画課 森林総合利用・山村振興室 山村振興企画班	03-3502-0048
水産庁	漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班	03-6744-2392

(2) 各事業担当連絡先一覧

事業符号	事業名	本省	地方	
農- 1	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	大臣官房 企画評価課 農山漁村地域活性化支援室 03-3502-7134		
農- 2	ふるさと農山漁村地域力発掘支援モデル事業	農村振興局 企画部 農村政策課 農村整備総合調整室 03-3502-5946	東北農政局 農村計画部 農村振興課 都市農村交流係 TEL:022-263-1111 (内4118)	関東農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:048-600-0600 (内3412)
農- 3	賑わいある美しい農山漁村づくり推進事業	農村振興局 企画部 農村政策課 都市農業・地域交流室 03-3502-0030		
農- 4	広域連携共生・対流等対策交付金	農村振興局 企画部 農村政策課 都市農業・地域交流室 03-3502-0030	東北農政局 農村計画部 農村振興課 都市農村交流係 TEL:022-263-1111 (内4118)	関東農政局 農村計画部 農村振興課 都市農村交流係 TEL:048-600-0600 (内3415)
農- 5	農村コミュニティ再生・活性化支援事業	農村振興局 農村政策課 就業改善班 (ア)03-3502-5948 (イ)03-3502-5947 (ウ)03-3502-5946	東北農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:022-263-1111 (内4118)	関東農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:048-600-0600 (P3412)
農- 6	人づくりによる農村活性化支援事業	農村振興局 企画部 農村政策課 就業改善班 03-3502-5948		
農- 7	農村振興総合整備事業	農村振興局 整備部 地域整備課 農村整備推進室 (ア)03-3502-6338	東北農政局 整備部 地域整備課 農村整備課 農村総合整備係 TEL:022-263-1111 (内4172)	関東農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:048-600-0600 (内3574)
農- 8	村づくり交付金	農村振興局 整備部 地域整備課 農村整備推進室 (ア)03-3502-6338	東北農政局 整備部 地域整備課 農村整備課 農村総合整備係 TEL:022-263-1111 (内4172)	関東農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:048-600-0600 (内3574)
農- 9	田園空間整備事業	農村振興局 整備部 地域整備課 (ア)03-3502-6338	東北農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備課 TEL:022-263-1111 (内4172)	関東農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:048-600-0600 (内3574)
農- 10	景観・自然環境保全形成支援事業	農村振興局 整備部 地域整備課 (ア)03-3502-6338	東北農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:022-263-1111 (内4169)	関東農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:048-600-0600 (内3543)
農- 11	地域用水環境整備事業	農村振興局 整備部 水利整備課 (ア)03-3502-6246	東北農政局 整備部 水利整備課 TEL:022-263-1111 (内4179)	関東農政局 整備部 水利整備課 TEL:048-600-0600 (内3529)
農- 12	中山間地域総合整備事業	農村振興局 整備部 地域整備課 中山間整備推進室事業推進班 (ア)03-3501-8359	東北農政局 整備部 地域整備課 中山間整備推進室事業推進班 TEL:022-263-1111 (内4169)	関東農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:048-600-0600 (内3543)
農- 13	強い農業づくり交付金	経営局普及・女性課 育成指導班 育成指導係 (ア)03-6744-2160	東北農政局 生産經營流通部 経営課 就農促進・改良資金係長 TEL:022-263-1111 (内4064)	関東農政局 生産經營流通部 経営課 就農促進・改良資金係長 TEL:048-600-0600 (内3369)
農- 14	農業再チャレンジ支援事業	経営局普及・女性課 育成指導班 体験学習指導係 就農指導班 法人就農係 (ア)03-3502-6469	東北農政局 生産經營流通部 經營支援課 就農促進・改良資金係長 TEL:022-263-1111 (内4054)	関東農政局 生産經營流通部 經營支援課 就農促進・改良資金係長 TEL:048-600-0600 (内3369)
農- 15	地産地消モデルタウン事業	生産局生産技術課 地産地消企画班 03-6744-2435	東北農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:022-263-1111 (内4089)	関東農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:048-600-0600 (内3307)
農- 16	強い農業づくり交付金(地産地消特別枠)	生産局生産技術課 地産地消企画班 03-6744-2435	東北農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:022-263-1111 (内4089)	関東農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:048-600-0600 (内3307)
農- 17	地産地消推進活動支援事業	生産局生産技術課 地産地消企画班 03-6744-2435		
各地方ブロック担当都道府県			青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、山梨、 静岡、長野
				新潟、富山、石川、福井

事業符号	事業名	本省
林- 1	森林／林業・木材産業づくり交付金	林野庁 森林整備部 計画課 山村振興企画班 03-3502-0048
林- 2	地域活動支援による国民参加の緑づくり活動推進事業	林野庁 森林整備部 研究・保全課 緑化推進班 03-3502-8243
林- 3	森林環境教育活動の条件整備促進対策事業	林野庁 森林整備部 計画課 森林総合利用推進班 03-3502-0048
林- 4	山村再生総合対策事業	林野庁 森林整備部 計画課 山村振興企画班 03-3502-0048
林- 5	林業後継者活動支援事業	林野庁 森林整備部 研究・保全課 普及教育班 03-3502-5721
林- 6	絆の森整備事業	林野庁 森林整備部 整備課 造林事業班 03-3591-5893
林- 7	森林空間総合整備事業	林野庁 森林整備部 整備課 造林事業班 03-3591-5893
林- 8	里山林再生総合対策	林野庁 森林整備部 計画課 森林総合利用推進班 03-3502-0048
林- 9	里山エリア再生交付金	林野庁 森林整備部 整備課 林道事業班 03-3502-8064

ブロッタ

東海農政局 農村計画部 農村振興課 農村資源利活用係 TEL:052-201-7271 (内2519)	近畿農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:075-451-9161 (内2419)	中国四国農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:086-224-4511 (内2521)	九州農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:096-353-3561 (内4316)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 地域資源係 TEL:098-866-0031 (内8332)
東海農政局 農村計画部 農村振興課 都市農村交流係 TEL:052-201-7271 (内2519)	近畿農政局 農村計画部 農村振興課 都市農村交流係 TEL:075-451-9161 (内2421)	中国四国農政局 農村計画部 農村振興課 都市農村交流係 TEL:086-224-4511 (内2525)	九州農政局 農村計画部 農村振興課 都市農村交流係 TEL:096-353-3561 (内4319)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 経営課 地域振興係 TEL:098-866-0031 (内83293)
東海農政局 農村計画部 農村振興課 課長補佐 (農村計画推進) TEL:052-201-7271 (内2514)	近畿農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:075-451-9161 (内2419)	中国四国農政局 農村計画部 農村振興課 農村整備計画係 TEL:086-224-4511 (内2521)	九州農政局 農村計画部 農村振興課 就業改善係 TEL:096-353-3561 (内4319)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 TEL:098-866-0031 (内8332)
東海農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:052-201-7271 (内2666)	近畿農政局 整備部 地域整備課 集落排水係 TEL:075-451-9161 (内2554)	中国四国農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:086-224-4511 (内2675)	九州農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:096-353-3561 (内4675)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 TEL:098-866-0031 (内83348)
東海農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:052-201-7271 (内2666)	近畿農政局 整備部 地域整備課 集落排水係 TEL:075-451-9161 (内2554)	中国四国農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:086-224-4511 (内2675)	九州農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:096-353-3561 (内4675)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 TEL:098-866-0031 (内83348)
東海農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:052-201-7271 (内2664)	近畿農政局 整備部 地域整備課 集落排水係 TEL:075-451-9161 (内2554)	中国四国農政局 整備部 地域整備課 中山間整備第1係 TEL:086-224-4511 (内2676)	九州農政局 整備部 地域整備課 農村総合整備係 TEL:096-353-3561 (内4675)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 TEL:098-866-0031 (内83348)
東海農政局 整備部 地域整備課 集落排水係 TEL:052-201-7271 (内2663)	近畿農政局 整備部 地域整備課 集落排水係 TEL:075-451-9161 (内2555)	中国四国農政局 整備部 地域整備課 中山間整備第2係 TEL:086-224-4511 (内2676)	九州農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:096-353-3561 (内4676)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 TEL:098-866-0031 (内83348)
東海農政局 整備部 水利整備課 TEL:052-201-7271 (内2644)	近畿農政局 整備部 水利整備課 TEL:075-451-9161 (内2546)	中国四国農政局 整備部 水利整備課 TEL:086-224-4511 (内2647)	九州農政局 整備部 水利整備課 TEL:096-353-3561 (内4646)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 TEL:098-866-0031 (内369)
東海農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:052-201-7271 (内2683)	近畿農政局 整備部 地域整備課 中山間整備係 TEL:075-451-9161 (内2555)	中国四国農政局 整備部 地域整備課 調整係 TEL:086-224-4511 (内2675)	九州農政局 整備部 地域整備課 中山間整備係 TEL:096-353-3561 (内4676)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 土地改良課 TEL:098-866-0031 (内83348)
東海農政局 生産經營流通部 経営支援課 就農促進・改良資金係長 TEL:052-201-7271 (内2442)	近畿農政局 生産經營流通部 経営課 TEL:075-451-9161 (内2343)	中国四国農政局 生産經營流通部 経営課 就農促進・改良資金係長 TEL:086-224-4511 (内2476)	九州農政局 生産經營流通部 経営支援課 就農促進・改良資金係長 TEL:096-353-3561 (内4254)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 経営課 TEL:098-866-0031 (内361)
東海農政局 生産經營流通部 経営支援課 就農促進・改良資金係長 TEL:052-201-7271 (内2355)	近畿農政局 生産經營流通部 経営支援課 TEL:075-451-9161 (内2373)	中国四国農政局 生産經營流通部 経営支援課 就農促進・改良資金係長 TEL:086-224-4511 (内2476)	九州農政局 生産經營流通部 経営支援課 就農促進・改良資金係長 TEL:096-353-3561 (内4273)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 経営課 TEL:098-866-0031 (内361)
東海農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:052-201-7271 (内2416)	近畿農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:075-451-9161 (内2318)	中国四国農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:086-224-4511 (内2416)	九州農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:096-353-3561 (内4213)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 農産業振興課 生産総合指導係 TEL:098-866-0031 (内379)
東海農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:052-201-7271 (内2416)	近畿農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:075-451-9161 (内2318)	中国四国農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:086-224-4511 (内2416)	九州農政局 生産經營流通部 農産課 生産総合指導係 TEL:096-353-3561 (内4213)	【沖縄総合事務局】 農林水産部 農畜産業振興課 生産総合指導係 TEL:098-866-0031 (内379)
岐阜、愛知、三重	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	鳥取、島根、岡山、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島	沖縄

事業符号	事業名	本省
水- 1	漁村再生交付金	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 漁村企画班 03-3502-8111 (内6905)
水- 2	漁港環境整備事業	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 漁村企画班 03-3502-8111 (内6905)
水- 3	いきいき・海の子・浜づくり	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 海岸班 03-3502-8111 (内6903)
水- 4	漁業集落環境整備事業	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 漁村企画班 03-3502-8111 (内6905)
水- 5	漁村地域力向上事業	水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課 環境整備班 03-3502-8111 (内6905)

事業符号	事業名	本省
総- 1	地域間交流施設整備事業	自治行政局 地域振興課 過疎対策室 03-5253-5111 (内5536)
総- 2-①	情報通信格差是正事業 (民放テレビ放送難視聴等解消施設整備事業)	情報通信政策局 地上放送課 03-5253-5111 (内5793)
総- 2-②	情報通信格差是正事業 (地域インターネット基盤施設整備事業)	情報通信政策局 地域通信振興課 地方情報化推進室 03-5253-5111 (内5757)
総- 3	地域情報通信基盤整備推進交付金	情報通信政策局 地域通信振興課 地方情報化推進室 03-5253-5111 (内5757)
総- 4-①	無線システム普及支援事業 (携帯電話エリア整備支援事業)	総合通信基盤局 電波部 移動通信課 03-5253-5111 (内5894)
総- 4-②	無線システム普及支援事業 (地上デジタル放送への完全移行のための送受信環境整備事業)	情報通信政策局 地上放送課 03-5253-5111 (内5792)
総- 5	電気通信基盤充実臨時措置法に基づく利子助成	総合通信基盤局 電気通信事業部 高度通信網振興課 03-5253-5111 (内5866)
総- 6	地域 I C T 利活用モデル構築事業	情報通信政策局 地域通信振興課 03-5253-5111 (内5756)
総- 7- ①	過疎地域集落等整備事業費補助金 のうち過疎地域集落再編整備事業	自治行政局 地域振興課 過疎対策室 03-5253-5111 (内5536)
総- 7- ②	過疎地域集落等整備事業費補助金 のうち過疎地域等自立活性化推進事業	自治行政局 地域振興課 過疎対策室 03-5253-5111 (内5536)

事業符号	事業名	本省
文- 1	豊かな体験活動推進事業	初等中等教育局 児童生徒課 03-6734-3298
文- 2	青少年体験活動総合プラン（「省庁連携体験活動ネットワーク推進プロジェクト」と「青少年の意欲向上・自立支援事業」を統合）	スポーツ・青少年局 青少年課 事業係 03-6734-2056
文- 3	ふるさと文化再興事業	文化庁 文化財部 伝統文化課 03-5253-4111 (内2871)
文- 4	伝統文化こども教室事業	文化庁 文化財部 伝統文化課 03-5253-4111 (内2871)
文- 5	重要文化的景観保護推進事業	文化庁 文化財部 記念物課 企画調整係 03-6734-2876

事業符号	事業名	本省
厚－1	長期休暇の普及促進	労働基準局 勤労者生活部 企画課 03-3502-1599
厚－2	ワークシェアリングの推進	政策統括官付労働政策担当参事官室 03-3502-6726
厚－3	リウマチ・アレルギー対策	健康局 病疾対策課 03-3595-2249
厚－4	農林業等就職促進支援事業	職業安定局 雇用開発課 農山村雇用対策室 03-3502-6776
厚－5	地域雇用創造推進事業	職業安定局 地域雇用対策室 03-3593-2580
厚－6	地域雇用開発助成金等	職業安定局 地域雇用対策室 03-3593-2580
厚－7	地方就職等支援事業	職業安定局 地域雇用対策室 03-3593-2580
厚－8	林業雇用改善推進事業	職業安定局 雇用開発課 農山村雇用対策室 03-3502-6776
厚－9	林業就業支援事業	職業安定局 雇用開発課 農山村雇用対策室 03-3502-6776

事業符号	事業名	本省
経－1	電力生産地・消費地交流事業	資源エネルギー庁 電気・ガス事業部 原子力発電立地対策・広報室 03-3501-2830
経－2	中小商業活力向上事業	中小企業庁 商業課 03-3501-1929
経－3	伝統的工芸ふるさと体験・交流事業	製造産業局 伝統的工芸品産業室 03-3501-3544
経－4	児童・生徒に対する伝統的工芸品教育事業	製造産業局 伝統的工芸品産業室 03-3501-3544
経－5	小規模事業者新事業全国展開支援事業	中小企業庁 経営支援課 創業支援推進課 03-3501-22361767
経－6	地域資源活用売れる商品づくり支援事業	中小企業庁 経営支援課 03-3501-1763
経－7	地域新事業創出発展基盤促進事業 (コミュニティビジネス)	経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課 03-3501-0645
経－8	広域・総合観光集客サービス支援事業	商務情報政策局 サービス産業課 03-3501-1790
経－9	地域産品ＩＴ販路開拓支援事業	商務情報政策局 情報政策課 03-3501-2964
経－10	ＩＴ経営応援隊事業	商務情報政策局 情報処理振興課 03-3501-2646
経－11	地域企業立地促進等補助事業	経済産業政策局地域経済産業グループ立地環境整備課 03-3501-0645

事業符号	事業名	本省	地方			
国- 1	集落活性化携推進事業	都市・地域整備局 地方整備課 03-5253-8404				
国- 2	離島地域人材育成等支援事業	都市・地域整備局 離島振興課 03-5253-8421				
国- 3	「離島の総合交流推進」支援事業	都市・地域整備局 離島振興課 03-5253-8421				
国- 4	離島におけるU J Iターン支援モデル調査	都市・地域整備局 離島振興課 03-5253-8421				
国- 5	離島と都市の共生・対流に関する調査	都市・地域整備局 離島振興課 03-5253-8421				
国- 6	UJ Iターン支援プロジェクト	都市・地域整備局 地方整備課 03-5253-8404				
国- 7	地域振興アドバイザーの派遣	都市・地域整備局 地方整備課 03-5253-8404				
国- 8	地域防災ネットワーク等の推進	総合政策局 事業統括調整官室 03-5253-8271				
国- 9	二地域居住等の推進	国土計画局 総合計画課 03-5253-8356				
国- 10	水辺の交流拠点整備 ～リバーツーリズムの推進、体験活動の推進～	河川局 河川環境課、治水課 03-5253-8448 03-5253-8450	北海道開発局建設部 河川計画課 011-709-2311(内5131)	東北地方整備局河川部 河川環境課 022-225-2271(内3676)	関東地方整備局河川部 河川環境課 048-601-3151(内3671)	北陸地方整備局河川部 河川計画課 025-280-8880(内3676)
国- 11	水源地域ビジョンの策定・推進	河川局 河川環境課済水管理室 03-5253-8449	北海道開発局建設部 河川管理課 011-709-2311(内5136)	東北地方整備局河川部 河川管理課 022-225-2171(内3771)	関東地方整備局河川部 河川管理課 048-601-3151(内3771)	北陸地方整備局河川部 河川計画課 025-280-8880(内3676)
国- 12	歴史的価値を有する砂防設備の保存・利活用による地域活性化の促進	河川局 砂防部保全課 03-5253-8470	北海道開発局建設部 河川計画課 011-709-2110	東北地方整備局河川部 河川計画課 022-261-7463	関東地方整備局河川部 河川計画課 048-600-1335(内3617)	北陸地方整備局河川部 河川計画課 025-280-8880
国- 13	海浜・干潟等の保全・再生・創出 (海域環境創造・自然再生事業)	港湾局 國際・環境課 03-5253-8685				
国- 14	港湾における親水・交流拠点の整備	港湾局 國際・環境課 03-5253-8685				
国- 15	ポートパーク整備の推進	港湾局 國際・環境課 03-5253-8685				
国- 16	「道の駅」の整備	道路局 国道・防災課 03-5253-8492	北海道開発局建設部 道路計画課 011-709-2311	東北地方整備局道路部 交通対策課 022-225-2171	関東地方整備局道路部 道路計画第一課 048-601-3151	北陸地方整備局道路部 交通対策課 025-280-8880
国- 17	交流ふれあいトンネル・橋梁整備事業	道路局 地方道・環境課 03-5253-8495	北海道開発局建設部 地方整備課 011-709-2311	東北地方整備局道路部 地域道路課 022-225-2171	関東地方整備局道路部 地域道路課 048-601-3151	北陸地方整備局道路部 地域道路課 025-280-8880
国- 18	地域優良賃貸住宅	住宅局 住宅総合整備課 03-5253-8506				
国- 19	優良田園住宅制度	住宅局 住宅総合整備課 住 環境整備室 03-5253-8111 (内39-356)				
国- 20	フォレストタウンの整備	住宅局 住生生産課 木造住 宅振興室 03-5253-8512				
国- 21	超長期住宅推進環境整備事業	住宅局 住宅総合整備課 住 環境整備室 03-5253-8111 (内39-356) 住宅局 市街地建築課 市街 地整備室 03-5253-1111 (内39-677)				
国- 22	地域再生を担う人づくり支援	都市・地域整備局 企画課 03-5253-8398				
国- 23	地域における人材の受け入れ体制の整備支援モデル調査	都市・地域整備局 企画課 03-5253-8398				
国- 24	観光ルネサンス事業	総合政策局 事業統括調整官室 03-5253-8271 観光地域振興課 03-5253-8328				
国- 25	観光圏整備事業	総合政策局 観光地域振興課 03-5253-8328				
国- 26	地方の生活交通の確保	自動車交通局旅客課 生活交通対策室 03-5253-8111 (内41252)	北海道運輸局自動車交通部 旅客第一課 011-290-2741	東北運輸局自動車交通部 旅客第一課 022-791-7529	関東運輸局自動車交通部 旅客第一課 045-211-7245	北陸信越運輸局自動車交通部 旅客第一課 025-244-7579
国- 27	離島における生活航路の維持・改善	海事局 内航課 03-5253-8111 (内43443)				
各地方ブロック担当都道府県			北海道	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	長野、群馬、栃木、山梨、 埼玉、茨城、神奈川、東京、 千葉	新潟、富山、石川

ブ ロ ッ ク

中部地方整備局河川部 河川環境課 052-953-8119 (内3676)	近畿地方整備局河川部 河川環境課 06-6942-1141 (内3673)	中国地方整備局河川部 河川計画課 082-221-9231 (内3676)	四国地方整備局河川部 河川計画課 087-851-8061 (内3676)	九州地方整備局河川部 河川環境課 092-471-6331 (内3666)	沖縄総合事務局開発建設部 河川課 098-866-0031 (内3631)
中部地方整備局河川部 河川管理課 052-953-8146 (内3771)	近畿地方整備局河川部 河川管理課 06-6942-1141 (内3771)	中国地方整備局河川部 河川管理課 082-221-9231 (内3771)	四国地方整備局河川部 河川管理課 087-851-8061 (内3771)	九州地方整備局河川部 河川管理課 092-471-6331 (内3771)	沖縄総合事務局開発建設部 河川課 098-866-0031 (内3821)
中部地方整備局河川部 河川計画課 052-953-8148	近畿地方整備局河川部 河川計画課 06-6945-6355 (内3617)	中国地方整備局河川部 河川計画課 082-221-9231	四国地方整備局河川部 河川計画課 087-851-9888	九州地方整備局河川部 河川計画課 092-471-6333	沖縄総合事務局開発建設部 河川課 092-471-6333
中部地方整備局道路部 交通対策課 052-953-8119	近畿地方整備局道路部 交通対策課 06-6942-1141	中国地方整備局道路部 交通対策課 082-221-9231	四国地方整備局道路部 道路管理課 087-851-8061	九州地方整備局道路部 交通対策課 092-471-6331	沖縄総合事務局開発建設部 道路管理課 098-866-0071
中部地方整備局道路部 地域道路課 052-953-8119	近畿地方整備局道路部 地域道路課 06-6942-1141	中国地方整備局道路部 地域道路課 082-221-9231	四国地方整備局道路部 地域道路課 087-851-8061	九州地方整備局道路部 地域道路課 092-471-6331	沖縄総合事務局開発建設部 道路建設課 098-866-0071
中部運輸局自動車交通部 旅客第一課 052-952-8035	近畿運輸局自動車交通部 旅客第一課 06-6949-6445	中国運輸局自動車交通部 旅客第一課 082-228-3436	四国運輸局自動車交通部 旅客第一課 087-835-6364	九州運輸局自動車交通部 旅客第一課 092-472-2521	沖縄総合事務局運輸部 陸上交通課 098-866-0031
長野、岐阜、静岡、愛知、 三重	福井、滋賀、京都、大阪、 奈良、和歌山、兵庫	鳥取、島根、岡山、広島、 山口	香川、徳島、高知、愛媛	福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島	沖縄

事業符号	事業名	本省	地方			
環－1	自然ふれあい体験学習等推進事業	自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室 03-5521-8271				
環－2	自然公園等事業	自然環境局 自然環境整備担当参事官室 事業計画専門室・施設第一係 TEL: 03-5521-8281	北海道地方環境事務所 国立公園・保全整備課 011-251-8703 釧路自然環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 0154-32-7500	東北地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 022-722-2874	関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 048-600-0816	中部地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 052-955-2135 長野自然環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 026-231-6572
環－3	自然公園等利用ふれあい推進事業経費	自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室 03-5521-8271				
環－4	山岳環境等浄化・安全対策緊急事業費補助	自然環境局 国立公園課 公園事業専門官 TEL: 03-3581-3351 (内6439)				
環－5	エコツーリズム総合推進事業費	自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室 03-5521-8271				
環－6	「五感で学ぼう！」子ども自然体験プロジェクト	自然環境局 総務課 自然ふれあい推進室 03-5521-8271				
環－7	国立公園等民間活用特定自然環境保全活動 (グリーンワーカー)事業	自然環境局 国立公園課公園事業専門官 TEL: 03-3581-3351 (内6439)	北海道地方環境事務所 国立公園・保全整備課 011-251-8703 釧路自然環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 0154-32-7500	東北地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 022-722-2874	関東地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 048-600-0816	中部地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 052-955-2135 長野自然環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL: 026-231-6572
環－8	自然再生事業関係費（自然公園等事業費の一部）	自然環境局 自然環境計画課 03-5521-8343				
環－9	SATOYAMAイニシアティブ推進事業費	自然環境局 自然環境計画課 03-5521-8274				
環－10	自然再生活動推進費	自然環境局 自然環境計画課 03-5521-8343				
環－11	浄化槽設置整備事業	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 净化槽推進室 03-5501-3155				
環－12	浄化槽市町村整備推進事業	廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課 净化槽推進室 03-5501-3155				
各地方ブロック担当都道府県			北海道	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、新潟、 山梨、静岡	富山、石川、福井、長野、岐 阜、愛知、三重

ナ ロ ッ ク		
近畿地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:06-4792-0705	中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:086-223-1556 高松事務所 国立公園・保全整備課 TEL:087-811-7240	九州地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:096-214-0336 那覇自然環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:098-858-5824
近畿地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:06-4792-0705	中国四国地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:086-223-1556 高松事務所 国立公園・保全整備課 TEL:087-811-7240	九州地方環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:096-214-0336 那覇自然環境事務所 国立公園・保全整備課 TEL:098-858-5824
滋賀、京都、大阪、兵庫、奈 良、和歌山	鳥取、島根、岡山、広島、山 口、徳島、香川、愛媛、高知	福岡、佐賀、長崎、熊本、大 分、宮崎、鹿児島、沖縄

都市と農山漁村の共生・対流関連施策集
【平成20年度版】

2008年6月

都市と農山漁村共生・対流関係省連絡協議会

※上記協議会は、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省及び農林水産省の計7省により構成
※本冊子にかかる問い合わせは、農林水産省農村振興局企画部農村政策課都市農業・地域交流室（TEL 03-3502-0030）まで

